生涯学習に基づく　　【改訂版】

上富田町の教育目標

令和　９年　３月

ご あ い さ つ

『生涯学習に基づく上富田町の教育目標』（以下「教育目標」という。）は、関係各位からご意見をいただき、平成３年に本町において制定されました。

近年、我々を取り巻く情勢の変化は目まぐるしく、家庭生活の多忙化や地域参加のあり方の変化が進んでいます。また、デジタル化や国際化は、家庭、学校、行政の各方面に多大な影響を及ぼしています。こうした社会情勢や町民意識の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行い、改訂してきました。

教育目標は、人生それぞれの段階で身につけておくべき能力や果たすべき課題を踏まえ、町民の意識や実態に合わせて策定されたものです。

この目標を参考にして、自分自身の目標や我が家の目標、学校や職場、地域の目標などに役立てていければ幸いです。

上富田町民憲章（昭和６３年１１月３日制定）

わたくしたち町民は、恵まれた気候や緑、水の宝庫富田川の自然と、先人の築き上げた文化と伝統を大切にし、一人ひとりが人間としてしあわせに生きることができる明るく豊かな町をつくるために、ここに町民憲章をさだめます。

１．恵まれた自然を愛し、魅力ある美しい町をつくります。

２．人権を尊重し、助けあって平和な福祉の町をつくります。

３．生涯を通じて学び、視野を広め文化の香りたかい町をつくります。

４．心と体を鍛え安全に気を配り、健康で明るい町をつくります。

５．働くことを尊び、人情豊かな活力ある町をつくります。

目　次

ごあいさつ・上富田町民憲章　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

目　次　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

生涯学習から始まる個性豊かな魅力あるひとづくりとまちづくり・・・・・・・　3

上富田町の教育目標（重点目標）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4

Ⅰ．郷土の自然や文化の愛護（教育目標１～３）　・・・・・・・・・・・・・・・　5

Ⅱ．健康・安全の保持増進（教育目標４～１１）　・・・・・・・・・・・・・・・　10

Ⅲ．主体的な生活態度の育成（教育目標１２～２５）　・・・・・・・・・・・・・　18

Ⅳ．社会連帯感の育成（教育目標２６～４３）　・・・・・・・・・・・・・・・・　33

Ⅴ．よき家庭人の育成（教育目標４４～４９）　・・・・・・・・・・・・・・・・　49

Ⅵ．よき職業人の育成（教育目標５０～５５）　・・・・・・・・・・・・・・・・　57

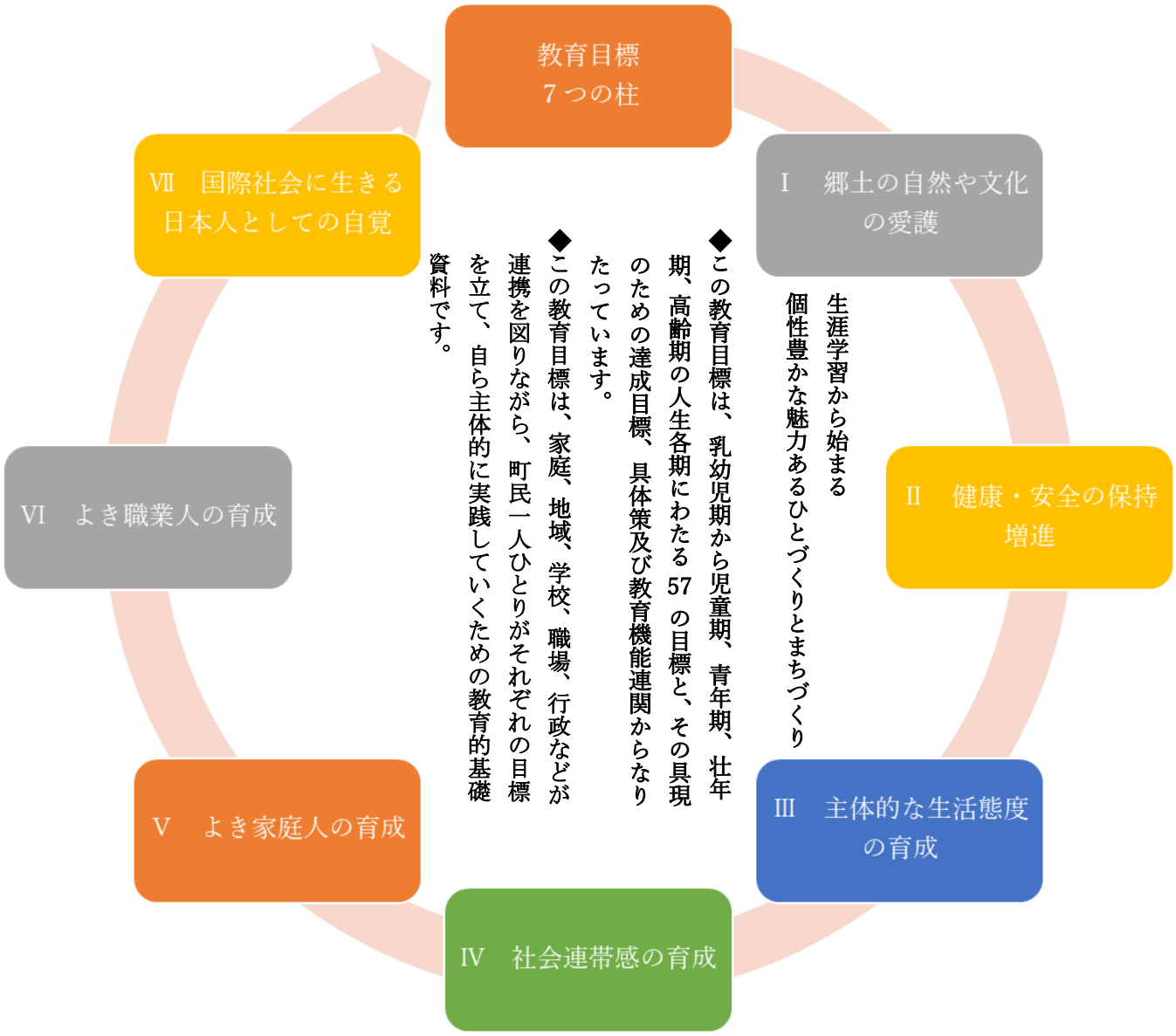
Ⅶ．国際社会に生きる日本人としての自覚（教育目標５６・５７）　・・・・・・　63

生涯学習から始まる個性豊かな魅力あるひとづくりとまちづくり

少子高齢化が進展する中で、生涯学習に対する機運は一層高まっています。

生涯学習は、町民の皆様一人ひとりが自主的・主体的に取り組むものであり、学習目標は自分に合ったものを選び、自ら決定することが基本となります。

この教育目標を参考に、それぞれの学習目標を立て、家庭や地域、職場などで実践していくことが大切です。この教育目標の具現化こそが、上富田町における生涯学習社会の実現へとつながるのです。



上富田町の教育目標（重点目標）

町民一人ひとりと行政が一体となって、早急に取り組むべき目標や、特に重視していくべき目標として教育目標の中から 10 項目を取り上げたものです。これらは、自らの目標を立て実践していくための参考にしていただくものです。

重点教育目標		目標達成の時期	人生各期にわたる教育目標番号	教育目標７つの柱
1	郷土の自然や文化に親しみ、その保護・振興発展に努める。	児童期 青年期 壮年期 高齢期	1	Ⅰ.郷土の自然や文化の愛護
2	心身の健康と安全に必要な基本的生活習慣や態度を身につける。	乳幼児期 児童期 青年期(前期)	7	Ⅱ.健康・安全の保持増進
3	防災・防犯に取り組み、健康で安全な生活環境づくりに努める。	青年期(後期) 壮年期 高齢期	8	
4	社会の変化に対応し、生涯にわたって学び直し、学習成果を生活や地域に生かす。	壮年期	17	Ⅲ.主体的な生活態度の育成
5	情報の信頼性を確かめ、自ら正しく判断し、生活や社会に活用・発信することができる。	青年期(後期) 壮年期 高齢期	24	
6	地域行事やボランティア活動に、無理のない方法で参加し、自らの役割を果たす。	青年期 壮年期 高齢期	30	Ⅳ.社会連帯感の育成
7	人権と多様性を尊重し、人権にかかわる問題を正しく理解して、差別や偏見のない、誰もが参加できる社会の実現に努める。	壮年期 高齢期	41	
8	家族が互いに尊重して対話し、役割を分かち合い、健康で安全な家庭生活を営むことができる。	児童期 青年期 壮年期 高齢期	44	Ⅴ.よき家庭人の育成
9	職業人として必要な知識・技能とデジタル活用能力を高めるため、継続して自己研修に努める。	青年期(後期) 壮年期	50	Ⅵ.よき職業人の育成
10	わが国及び世界の国々への関心と理解を深め、異なる文化的背景をもつ人と互いに理解し合い、共に生きる態度を養う。	児童期 青年期	56	Ⅶ.国際社会に生きる日本人としての自覚

教育目標
内容の柱
Ⅰ

（ 重点教育目標 ）

郷土の自然や文化の愛護

乳幼児期	児童期	青年期		壮年期		高齢期
0～5･6 歳	6･7～12 歳	前期 13～18 歳	後期 19～35 歳	前期 36～49 歳	後期 50～64 歳	65 歳以上

1．郷土の自然や文化に親しみ、その保護・振興発展に努める。

2．動植物を愛し、自然に親しむことにより豊かな心を養う。

3．自然を敬い、感謝の気持ちを育て、深い情操を養う。

◆ 教育目標番号　1

郷土の自然や文化に親しみ、その保護･振興発展に努める

≪児童期≫

（1）達　成　目　標

1　努めて自然に接し、それを大切にすることができる。
2　郷土の歴史について、関心をもつことができる。
3　郷土の伝統的行事に関心をもち、参加することができる。
4　郷土の文化財に関心をもち、大切にすることができる。
5　高齢者の豊かな体験に学び、これを生かすことができる。

（2）具　体　策

○　郷土の自然や文化について、ポスター、作文などで啓発
○　地域の社会的行事の開催と家族ぐるみで参加
○　文化祭などの文化事業の開催と参加
○　文化財めぐりの実施と参加
○　文化財周辺の美化活動への参加
○　郷土の自然や歴史文化についての郷土学習の充実
○　野外活動施設の整備と活用

（3）目標達成の場とそのかかわり（教育機能連関）

○　家庭では、地域社会の諸行事に興味・関心をもち、進んで参加する。
○　学校では、体験的な活動を含めた学習を取り入れて、地域の自然や文化の理解を図るように努める。
○　地域では、郷土の自然や文化にふれる機会を多くし、理解を深める。

◎　家庭、学校、地域の連携を図りながら、自然や文化の保護・振興発展に努める。

≪青年期≫

（1）達　成　目　標

1　郷土の自然に親しみ、それを愛護することができる。
2　郷土の歴史について学ぶことができる。
3　郷土の伝統的行事を理解し、積極的に参加することができる。
4　郷土の文化財に誇りを持ち、それを大切にすることができる。
5　高齢者の豊かな体験に学び、これを生かすことができる。
6　様々な文化的活動に、自主的に参加することができる。

（2）具　体　策

○　自然に親しむ各種行事の実施と参加
○　郷土の文化財調査や発掘調査への参加
○　芸術・文化事業の開催と参加
○　文化財めぐりの実施と参加
○　郷土の自然や歴史、文化についての学習機会の充実と参加
○　自然環境の美化、保護についての実践

（3）目標達成の場とそのかかわり（教育機能連関）

○　家庭では、郷土の自然や文化に親しませるとともに、それを大切にする態度を育てる。
○　学校では、教育活動の中に地域の自然や文化に親しむ活動を積極的に取り入れ、それらを大切にする態度を育てる。
○　地域では、郷土の自然・文化財の保護や地域に根ざした新しい文化を創造する活動を推進する。

◎　家庭、学校、地域の連携を図りながら、自然や文化の保護・振興発展に努める。

≪壮年期≫

（1）達　成　目　標

1　郷土の自然に親しみ、それを愛護することができる。
2　郷土の伝統的行事を継承し、その振興に努めることができる。
3　郷土の文化財を尊重し、その保護・継承に努めることができる。
4　様々な文化的活動に自主的に参加し、新しい文化の創造に努めることができる。

（2）具　体　策

○　自然に親しむ各種行事の実施と参加
○　民俗文化財の収集、保存、文化財集の発刊、無形文化財の記録保存と後継者の育成
○　芸術・文化事業の開催と参加
○　文化財の収集・整理・保管・調査・研究・公開のための施設整備の推進
○　文化財めぐりの実施と参加
○　自然愛護についての啓発と自然環境の保全・整備の推進

（3）目標達成の場とそのかかわり（教育機能連関）

○　家庭では、郷土の自然や文化にふれ、理解を深める機会を多くもつように努める。
○　社会教育機関では、郷土学習、文化財愛護思想の啓発、文化財の整備・保存、民俗芸能の後継者育成などに努める。

○　地域では、自然や文化に対する理解を深める催しを企画し、地域に根ざした新しい文化を創造する活動を推進する。

◎　社会教育機関を中核として、地域、家庭との連携を図りながら、自然や文化の保護・振興発展に努める。

≪高齢期≫

（1）達　成　目　標

1　郷土の自然に親しみ、それを愛護することができる。
2　郷土の伝統的行事を若い世代に伝えることができる。
3　郷土の文化財を尊重し、その維持・継承に努めることができる。
4　様々な文化的活動に自主的に参加し、新しい文化の創造に努めることができる。

（2）具　体　策

○　自然に親しむ各種行事の実施と参加
○　郷土の自然を愛する心の伝承
○　文化財に関する高齢者学級の開設と参加
○　民俗芸能の後継者育成と保存
○　地域の伝統的行事の開催と参加
○　芸術・文化事業の開催と参加

（3）目標達成の場とそのかかわり（教育機能連関）

○　家庭では、郷土の自然や文化を家族に伝える場を設ける。
○　社会教育機関では、郷土の自然や文化について、体験から得た知識・技能などを、若い人たちに伝える場を設ける。
○　地域では、民俗芸能の後継者育成と保存に努める。

◎　社会教育機関を中核として、地域、家庭との連携を図りながら、自然や文化の保護・振興発展に努める。

◆ 教育目標番号　2

動植物を愛し、自然に親しむことにより豊かな心を養う

≪乳幼児期≫

（1）達　成　目　標

1　生き物をかわいがることができる。
2　喜んで自然に接し、自然の事物を利用して遊ぶことができる。
3　自然の不思議さや美しさに感動し、親しみを感じることができる。

（2）具　体　策

○　自然を利用した施設の整備と活用
○　自然の中で遊ぶ指導の強化
○　動植物の飼育栽培の推進
○　生命尊重に関する指導の充実

（３）目標達成の場とそのかかわり（教育機能連関）

○　家庭では、ハイキングなど、自然の中での活動を積極的に取り入れる。
○　家庭では、生き物や自然を大切にする実践的態度を育てる。
○　保育所・認定こども園や幼稚園では、動植物を愛する実践的態度を育てる。
○　地域では、地域で行う行事を通して自然愛護の心を育てる。

◎　家庭を中核として、地域や保育所・認定こども園、幼稚園などとの連携を図りながら、自然に対する親しみや感謝の心を育てる。

≪児童期≫

（１）達　成　目　標

1　生き物を大事にし、生命を尊ぶことができる。
2　進んで自然に接し、自然の事物を利用して遊ぶことができる。
3　自然に対して、驚きや親しみを感じるとともに、感謝の気持ちをもつことができる。

（２）具　体　策

○　動植物の飼育栽培の推進
○　自然を利用した施設の整備と積極的な活用
○　家族ハイキングなどの実施と参加
○　生命尊重に対する指導の強化

（３）目標達成の場とそのかかわり（教育機能連関）

○　家庭では、動植物の飼育栽培やハイキングなどを通して、動植物愛護や自然に親しむ心情を育てる。
○　学校では、生活科、理科や総合的な学習を中心として、生命を尊重することや、自然に親しむ教育を計画的に行う。
○　地域では、自然に親しみ、自然に接する場と機会を提供する。

◎　家庭を中核として、学校や地域との連携を図りながら、生命の尊重と自然に対する親しみや感謝の心を育てる。

◆ 教育目標番号　3

自然を敬い、感謝の気持ちを育て、深い情操を養う

≪青年期≫

（１）達　成　目　標

1　自然に対する畏敬の念を持ち、感謝の気持ちを育てる深い情操を養うことができる。
2　大自然の営みに対して、探究心とともに、畏れ、敬い、感謝の気持ちをもつことができる。
3　家庭や社会の伝統的文化行事を理解し、参加することができる。

（２）具　体　策

○　それぞれの家庭における伝統的文化行事への参加

○　自然の恩恵や人間の力を超えたものに対して、気づかせる活動の充実
○　「熊野地域」の探索など、自然とのふれあいの場の提供

（３）目標達成の場とそのかかわり（教育機能連関）

○　家庭では、それぞれの家庭における伝統的行事の継続と新たな取り入れに努める。
○　家庭では、自然に親しみ、自然の中での活動を積極的に取り入れる。
○　学校では、自然を大切にする実践的態度を育てる。
○　地域では、自然を大切にする運動を推進する。
○　地域では、地域の伝統的行事の継続と新たな取り入れに努める。

◎　学校を中核として、家庭や地域との連携を図りながら、自然に対する感謝の気持ちや畏敬の念を育てるように努める。

≪壮年期・高齢期≫

（１）達　成　目　標

１　自然に対する畏敬の念をもち、感謝の気持ちを育て深い情操を養うことができる。
２　大自然の営みに対して、探求心とともに、畏れ、敬い、感謝の気持ちをもつことができる。
３　家庭や社会の伝統的文化行事を理解し、進んで行うことができる。

（２）具　体　策

○　地域の自然環境保全の推進
○　家庭や社会の伝統的文化行事の実施と振興
○　「熊野地域」の探索など、自然とのふれあいの場の提供

（３）目標達成の場とそのかかわり（教育機能連関）

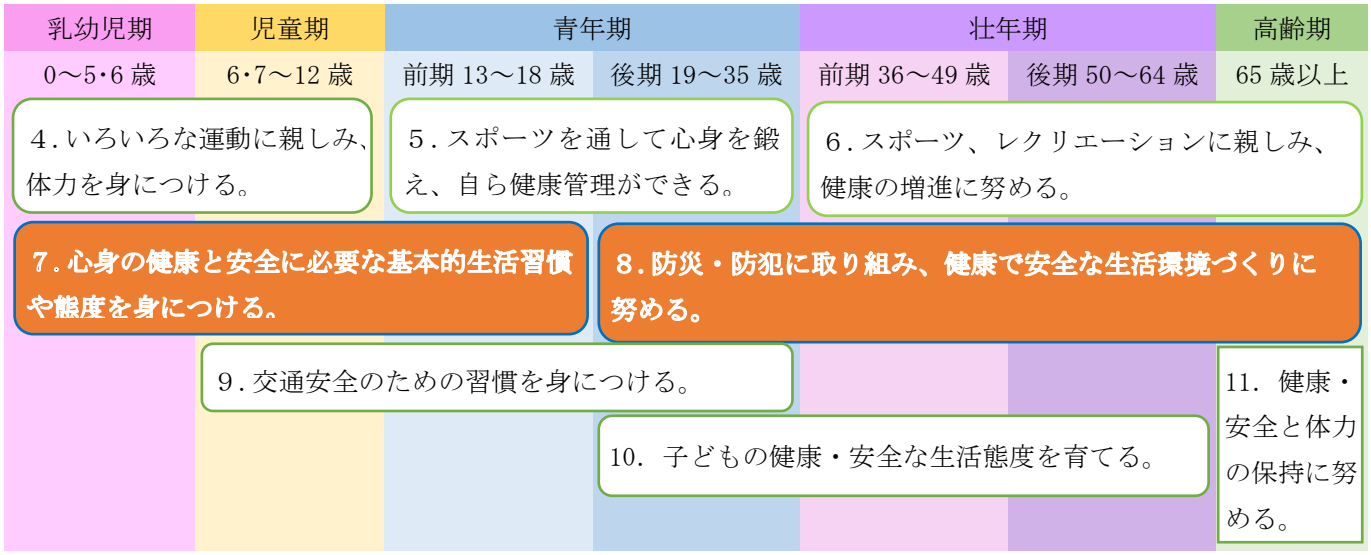
○　家庭では、それぞれに伝わる伝統的行事の継承と振興に努める。
○　家庭では、自然に親しみ、自然の中での活動を積極的に取り入れる。
○　地域では、自然を大切にする活動を推進する。
○　地域では、伝統的文化行事の継承と振興に努める。

◎　地域を中核として、家庭との連携を図りながら、自然に対する感謝の気持ちや畏敬の念を育てるように努める。

教育目標
内容の柱
Ⅱ

健康・安全の保持増進

（ 重点教育目標 ）



◆ 教育目標番号　4

いろいろな運動に親しみ、体力を身につける

≪乳幼児期≫

（1）達　成　目　標

1　歩いたり、走ったり、跳んだりして楽しく遊ぶことができる。
2　遊びを通して、身体を柔らかくすることができる。
3　ボール遊びなどによって、素早く身体を動かすことができる。
4　水中での遊びを通して、水に親しむことができる。
5　ごっこ遊びなどを通して、仲良く遊ぶことができる。

（2）具　体　策

○　保育所・認定こども園や幼稚園における、ごっこ遊びの充実と生活化の推進
○　遊器具・施設の充実と活用
○　幼児が楽しく参加できる、スポーツ的行事の実施
○　家庭で楽しむ、体力づくりの実践
○　健康診断の計画的な実施と活用

（3）目標達成の場とそのかかわり（教育機能連関）

○　家庭では、家族ぐるみで運動をし、運動の楽しさを知る。
○　保育所・認定こども園や幼稚園では、めあてをもって運動することを計画的に指導する。
○　地域では、運動のできる環境を整え、生涯スポーツの推進を図る。

◎　保育所・認定こども園や幼稚園を中核として、家庭や地域との連携を図りながら、運動に親しむように努める

≪児童期≫

（1）達　成　目　標

1　歩いたり、走ったり、跳んだりして身体を動かし、体力をつけることができる。
2　体操などの運動によって身体を柔らかくすることができる。
3　ボール運動などによって、素早く身体を動かすことができる。
4　水に親しんで浮いたり、泳いだりすることができる。
5　自転車に上手に乗ることができる。
6　ゲームなどの遊びによって体力をつけることができる。
7　簡単なスポーツに親しむことができる。
8　スポーツを通して強い意志力や協調性を養うことができる。

（2）具　体　策

○　学校体育の充実と生活化の推進
○　運動施設の充実と活用
○　生涯スポーツの推進と積極的参加
○　各種スポーツの指導者の養成と活用
○　家庭で楽しむ体力づくりの実践
○　健康診断やスポーツテストなどの計画的な実施と活用

（3）目標達成の場とそのかかわり（教育機能連関）

○　家庭では、家族ぐるみで運動をし、運動の楽しさを知る。
○　学校では、めあてをもって運動することを計画的に指導する。
○　地域では、運動のできる環境を整え、生涯スポーツの推進を図る。

◎　学校を中核として、家庭や地域との連携を図りながら、体力向上に努める。

◆ 教育目標番号　5

スポーツを通して心身を鍛え、自ら健康管理ができる

≪青年期≫

（1）達　成　目　標

1　自分の健康について、自分自身で管理することができる。
2　自分の能力や好みに合わせてスポーツを選び、継続して楽しむことができる。
3　自分の身体の発育・発達の様子を正しく知ることができる。
4　望ましい連帯感や協調性を身につけることができる。
5　フェアプレーの精神と粘り強さを身につけることができる。

（2）具　体　策

○　地域のスポーツ施設の整備促進と指導者の養成並びにその人材の活用
○　地域住民のスポーツ活動の場として、学校開放と利用の拡充
○　生涯を通して体育的活動に親しめる実践力の育成
○　各種のスポーツサークルや行事への積極的参加
○　健康診断や体力テストの計画的な実施と自分に適した健康管理の推進
○　健康づくりの啓発と各種スポーツの振興

（３）目標達成の場とそのかかわり（教育機能連関）

○　家庭では、家族ぐるみでスポーツを楽しむとともに、お互いの健康に注意し合う。
○　学校では、教育活動全体を通して、心身を鍛えることを計画的、継続的に指導する。
○　地域では、適切な指導者のもと、スポーツ活動を推進する。
○　行政は、スポーツ施設の整備充実と活用を進める。
○　行政は、スポーツサークルや各種体育行事への参加を呼びかける。

◎　学校、地域、行政を中核として、家庭との連携を図りながら心身を鍛え、自らの健康管理ができるように努める。

◆ 教育目標番号　6

スポーツ･レクリエーションに親しみ、健康の増進に努める

≪壮年期・高齢期≫

（１）達　成　目　標

1　自分の健康状態を知り、注意して生活することができる。
2　継続して、健康状態の保持増進に努めることができる。
3　病気の予防に努めることができる。
4　健康な生活を送るために望ましい食生活を営むことができる。
5　自分の体力に適した運動を選んで行うことができる。
6　自分の能力に応じたスポーツ・レクリエーションを楽しむことができる。

（２）具　体　策

○　スポーツ教室、レクリエーションなどの振興と積極的参加
○　体力テストの実施と積極的参加
○　地域のスポーツ施設の整備促進と指導者の養成
○　学校体育施設の地域住民への開放
○　家庭で楽しむ体力づくりの普及
○　健康診査・検診の積極的な受診
○　医療体制の整備拡充の促進
○　食生活改善のための研修活動の促進
○　多様化する町民ニーズに対応できる各種スポーツの紹介

（３）目標達成の場とそのかかわり（教育機能連関）

○　家庭では、スポーツ、レクリエーション活動などに積極的に参加する。
○　地域では、健康維持のための取り組みを進める。
○　地域では、自主的・組織的なスポーツサークルを育成し、スポーツ活動を推進する。
○　職場では、スポーツクラブを育成する。
○　行政は、生活習慣病予防の積極的推進を図る。
○　行政は、スポーツをする場の提供と指導者の派遣により、スポーツの普及振興に努める。

◎　地域、行政を中核として、家庭や職場との連携を図りながら、健康の増進に努める。

◆ 教育目標番号　7

心身の健康と安全に必要な基本的な生活習慣や態度を身につける

≪乳幼児期≫

（1）達　成　目　標

1　食事、排せつ、睡眠、衣服の着脱、清潔などの基本的生活習慣を身につけることができる。
2　いろいろな方法で、歩く、走る、投げる、跳ぶ、押すなどの運動をして遊ぶことができる。
3　遊びのきまりが分かって、安全に遊ぶことができる。
4　交通の規則を守り、安全に行動することができる。
5　危険な物や危険な場所などの区別ができる。
6　見知らぬ人には、ついて行かないようにすることができる。
7　災害の怖さを知り、安全に行動することができる。
8　安心して気持ちを表し、周囲の大人に受け止めてもらうことができる。

（2）具　体　策

○　食事に関する指導
○　保健、衛生に関する指導
○　固定遊具の安全な使い方の指導
○　遊具や危険な場所の安全点検と管理
○　避難訓練、誘拐などの犯罪防止指導の定期的実施
○　戸外での積極的な遊びの推進
○　生活の中での危険から身を守る指導の徹底

（3）目標達成の場とそのかかわり（教育機能連関）

○　家庭では、健康・安全に関する指導の徹底を図る。
○　家庭では、乳幼児と共に行動する機会をもち、健康増進に努める。
○　家庭及び保育所・認定こども園・幼稚園などでは、子どもの心身の状態を見守り、安心して気持ちを表せる環境を整える。
○　保育所・認定こども園、幼稚園などでは、健康・安全に関する基本的態度の育成に努める。
○　行政は、医師、保健師など専門家の協力を得て、乳幼児の健康について、指導、助言、援助する。
○　地域では、警察官、交通指導員などの協力を得て、交通安全やその他の安全について対応ができるようにする。
○　家庭、地域では、防災に関する意識を高めるよう努める。

◎　家庭を中核として、保育所・認定こども園、幼稚園などとの連携を図りながら、専門家や地域の協力を得て、健康・安全に関する指導の徹底に努める。

≪児童期・青年期（前期）≫

（1）達　成　目　標

1　早寝、早起きなど、基本的な生活習慣を身につけ、規則正しい生活をすることができる。
2　生活のなかで危険なことについて正しい判断をし、身を守ることができる。
3　歩くとき、腰かけるとき、本を見るときなど、それぞれに合った正しい姿勢をとることができる
4　食事の仕方を身につけ、好き嫌いしないで食事をすることができる。

5　健康に関心をもち、健康増進に努めることができる。
6　防災に対しての知識を身につけ、正しい判断のもと身を守ることができる。
7　心の健康に関心をもち、不安や悩みがあるときは、信頼できる人や相談先に相談することができる。

（2）具　体　策

○　健康・安全な生活態度の習慣化の推進
○　ストレスへの対処方法及び相談先に関する学習の充実
○　健康診断の定期的実施と事後指導
○　遊具や危険な場所の安全点検と管理
○　食事に関する指導
○　避難訓練の定期的実施
○　生活の中で危険から身を守る指導の徹底

（3）目標達成の場とそのかかわり（教育機能連関）

○　家庭では、健康・安全についての意識を高め、必要に応じて具体的にその場で指導する。
○　家庭では、機会あるごとに避難場所や避難経路について話し合う。
○　学校では、健康・安全について計画的に指導するとともに、校内の安全点検に努める。
○　地域では、健康・安全についての意識を高め、環境を整える。
○　地域では、身近な場所の安全点検と、事故防止に努める。
○　地域では、誘拐や痴漢行為などの事故防止に努める。
○　家庭、地域では、防災に関する意識を高めるよう努める。

◎　家庭と学校を中核として、地域との連携を図りながら、健康・安全・防災についての習慣や態度を育てる。

◆ 教育目標番号　8

防災・防犯に取り組み、健康で安全な生活環境づくりに努める

≪青年期（後期）・壮年期・高齢期≫

（1）達　成　目　標

1　環境問題に関心をもち、　町全体の環境美化に努めることができる。
2　日常生活の中で危険個所を知り、安全点検を行い事故などを未然に防止することができる
3　各種の安全運動に積極的に参加し、協力することができる。

（2）具　体　策

○　身近な危険個所の安全点検や火災その他事故防止の推進
○　環境問題の研修会実施と参加
○　環境問題に関する調査及びその活用
○　クリーン運動への参加
○　緑化推進事業の促進
○　消費生活改善の啓発と実践
○　防災知識の普及と防災訓練の実施
○　家庭や地域で、備蓄、避難場所、避難経路及び災害時の安否確認方法を確認する。

○　地域施設の防災拠点・避難所としての機能を生かす。

（３）目標達成の場とそのかかわり（教育機能連関）

○　家庭では、ゴミの減量に努める。
○　家庭では、災害などに備え安全対策を行う。
○　家庭では、機会あるごとに避難場所や避難経路について話し合う。
○　地域では、身近な場所の安全点検と事故防止に努め、防災訓練などに参加する。
○　職場では、健康・安全・防災対策に積極的に取り組む。
○　行政は、緑化、河川をきれいにするなどの諸施策を示し、町民に協力を依頼する。
○　行政は、ゴミの減量やリサイクルなどの生活環境の改善に努めるとともに、環境保全の意識の向上に努める。

◎　職場や行政を中核として、家庭、地域との連携を図りながら、健康・安全な生活環境づくりに努める。

◆ 教育目標番号　9

交通安全のための習慣を身につける

≪児童期≫

（１）達　成　目　標

1　道路で遊んだり、急に飛び出したりしないようにすることができる。
2　交通の規則を守り、道路での正しい歩行や横断をすることができる。
3　自転車などに乗るとき、ブレーキなど安全点検をきちんとすることができる。
4　自転車などの運転にあたっては、交通規則を守り、安全に運転することができる。

（２）具　体　策

○　交通安全指導の強化
○　町民総ぐるみによる交通安全運動の実施
○　交通安全に関する広報活動の推進

（３）目標達成の場とそのかかわり（教育機能連関）

○　家庭では、交通安全について機会あるごとに話し合い、必要に応じ指導をする。
○　家庭では、自転車の安全点検を行う。
○　学校では、交通安全教育について計画的に指導する。
○　地域では、交通安全についての意識を高め、地域ぐるみで注意し合う。
○　行政は、環境を整えるとともに、啓発活動や街頭指導に努める。

◎　家庭や学校を中核として、地域や行政との連携を図りながら、交通安全のための指導に努める。

≪青年期≫

（１）達　成　目　標

1　交通安全を考え、身を守ることができる。
2　交通の規則を守り、道路での正しい歩行や横断をすることができる。

3　自転車、オートバイ、自動車の安全運転をすることができる。 4　幼児や高齢者、障がいのある方に対し、安全への配慮をすることができる。

（2）具　体　策

○　交通安全教育の充実、強化
○　町民総ぐるみによる交通安全運動の実施と積極的参加
○　交通安全に関する広報活動の推進

（3）目標達成の場とそのかかわり（教育機能連関）

○　家庭では、交通安全について、機会あるごとに話し合う。
○　学校では、交通安全教育について計画的に指導する。
○　地域では、交通安全についての意識を高め、地域ぐるみで注意し合う。
○　職場では、安全運転について計画的に指導する。
○　行政は、環境を整えるとともに、啓発活動や街頭指導に努める。

◎　家庭や学校を中核として、地域、職場、行政との連携を図りながら、交通安全のための指導に努める。

◆ 教育目標番号　１０

子どもの健康･安全な生活態度を育てる

≪青年期（後期）・壮年期≫

（1）達　成　目　標

1　遊具や運動具を活用するなど、遊びを通して運動させることができる。 2　食事、排せつ、睡眠、衣服の着脱、清潔などの基本的生活習慣を身につけることができる。 3　子どものけがや病気、体調に留意し、適切な処置ができる。 4　高齢者の体験や専門的指導者の助言に学び、子どもを育てるうえでそれを役立てることができる。

（2）具　体　策

○　健康・安全に関する指導の徹底
○　乳幼児の保健に関する学習の促進と指導の徹底
○　子どもの健康・安全に関する学習機会の充実
○　子どもの健康・栄養・安全に関する専門的指導者の育成と活動の充実

（3）目標達成の場とそのかかわり（教育機能連関）

○　家庭では、専門的指導者の助言や高齢者の経験に学び、それを生かして子どもの健康・安全の指導や健康管理に努める。
○　行政は、公園・運動場などの整備に努め、広く利用を促進する。
○　行政は、育児相談、電話相談などを通して、子どもの健康について家庭に働きかけ支援する。

◎　家庭を中核として、行政や学校、保育所・認定こども園、幼稚園などとの連携を図りながら、子どもの健康・安全な生活態度を育てる。

◆ 教育目標番号　１１

健康･安全と体力の保持に努める

≪高齢期≫

（1）達　成　目　標

1　健康状態を知り注意して生活することができる。
2　自分の身体の変化の様子を正しく知ることができる。
3　年齢や能力に応じた運動に親しみ、健康と体力を保持することができる。
4　各種の安全教室に参加し、事故防止に努めることができる。

（2）具　体　策

○　高齢者専門の健康相談のできる施設の整備と利用
○　健康・安全についての高齢者学級の開設と参加
○　高齢者スポーツ活動、健康づくりの推進のための指導者の養成
○　スポーツやレクリエーション活動などへの積極的参加
○　高齢者世帯に対する防災知識の普及

（3）目標達成の場とそのかかわり（教育機能連関）

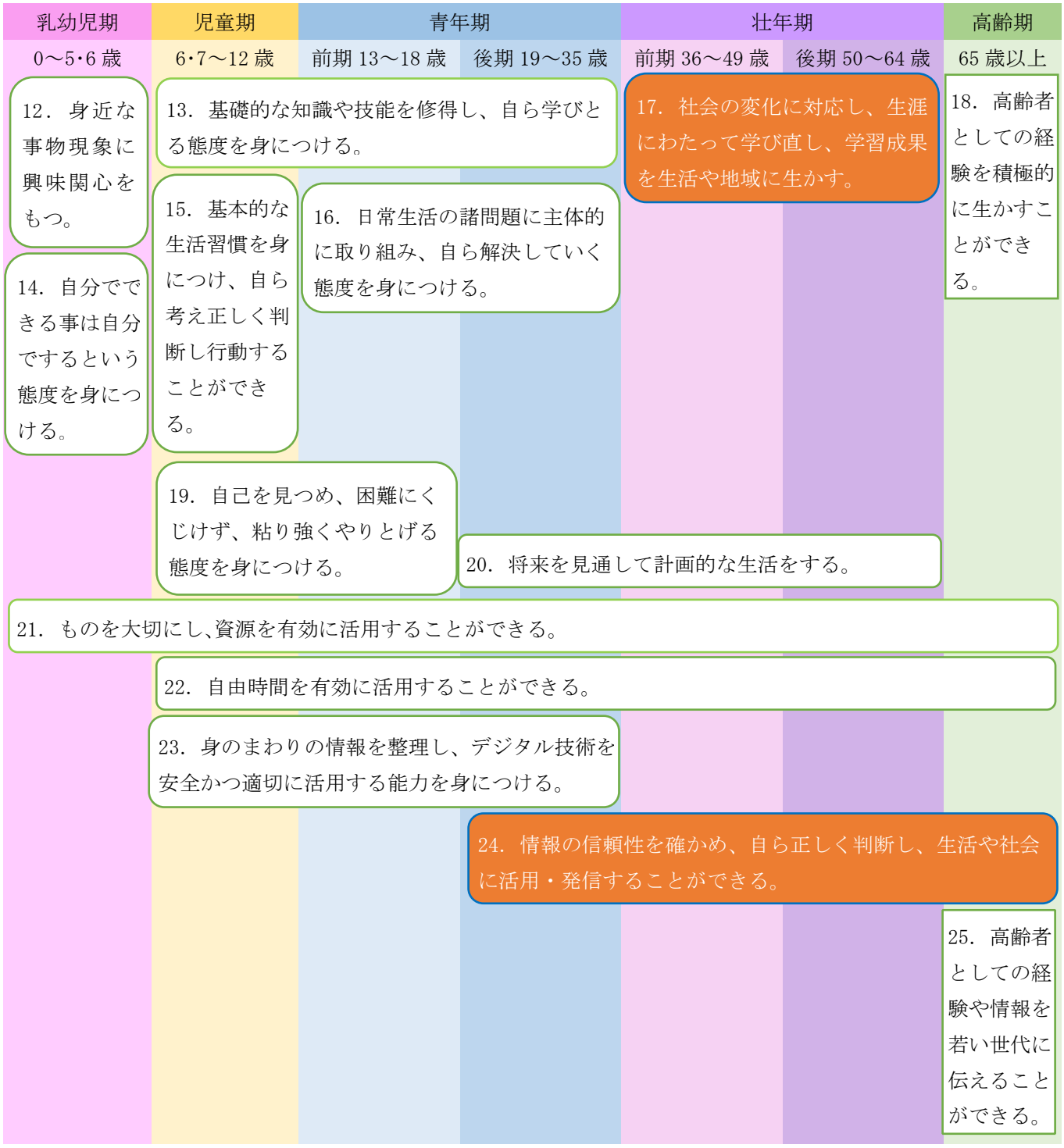
○　家庭では、栄養などについて配慮し健康の保持に努める。
○　家庭では、高齢者学級などに進んで参加できるように援助する。
○　地域、家庭では、身近な場所の安全点検と事故防止に努める。
○　地域では、高齢者も無理なく参加できるスポーツ行事を催し支援する。
○　行政は、高齢者がスポーツやレクリエーションを実施しやすいような環境を整備する。
○　行政は、高齢者を対象にした、健康講座やスポーツ教室を開き援助する。
○　交通安全機関では、交通安全に関する講習を開催する。

◎　家庭を中核として、地域、行政、警察や交通安全関係団体との連携を図りながら、健康の保持と事故防止に努める。

教育目標
内容の柱
Ⅲ

主体的な生活態度の育成

（ 重点教育目標 ）



◆ 教育目標番号　１２

身近な事物現象に興味関心をもつ

≪乳幼児期≫

（１）達　成　目　標

１　いろいろなものを分けたり、寄せ集めたり、整理することができる。

2　日常生活の中で、物の数を数えたり、量や形を比べたり、時間について興味・関心をもつことができる。
3　自然の事象におどろきや疑問をいだき、自分で考えようとすることができる。
4　身近な動植物の性質や成長などに興味・関心をもつことができる。
5　生活と関係の深いいろいろな公共施設や、交通機関などに興味・関心をもつことができる。

（2）具　体　策

○　身近な物を使っての分類、整理の指導
○　身近な物を使っての数量関係の指導
○　自然に接する屋外指導の充実
○　動植物の飼育栽培の実践
○　公共施設などの訪問と交流

（3）目標達成の場とそのかかわり（教育機能連関）

○　家庭では、さまざまな機会をとらえ、家族みんなで身近なものに興味をもったり、考えたりする場をつくる。
○　保育所・認定こども園、幼稚園などでは、計画的指導により、幼児の興味・関心を誘い、思考力、創造力、判断力などの素地づくりをする。
○　地域では、幼児の興味・関心、思考力を養うような環境をつくり、温かく見守っていくようにする。

◎　家庭を中核として、保育所・認定こども園、幼稚園、地域などとの連携を図りながら、身近な事物現象について、興味・関心をもたせるようにする。

◆ 教育目標番号　１３

基礎的な知識や技能を習得し、自ら学びとる態度を身につける

≪児童期≫

（1）達　成　目　標

1　相手の話をよく聞くことや、相手に分かるように話すことができる。
2　相手によく分かるように読んだり、正しく書いたりすることができる。
3　四則計算をはじめ関係式や表・グラフなどを用いて表したり、調べたりすることができる。
4　自然の事物現象についての疑問や問題を解決するために、見たり、探したり、育てたり、作ったり、試みたり、考えたりすることができる。
5　造形的な創造活動や音楽を通して、表現の喜びや美しさや楽しさを感じ表現することができる。
6　問題を解決するために筋道を立てて考えたり、工夫したりすることができる。
7　自分の取り組みたいことや、関心のあることについて、調べたり、まとめたり、発表したりすることができる。
8　社会生活について自ら考え、正しく判断することができる。
9　社会の一員として自他の人格を認めたり、社会的義務や責任を果たしたりすることができる。
10　家庭生活に対して関心をもち、よりよくしていくために実践することができる。

（2）具　体　策

○　言語環境の整備

○　図書室の環境整備と図書の充実
○　基礎的な学力の充実
○　自然に接する機会の充実
○　美的情操を深める指導の強化
○　自ら考え、正しく判断できる指導の強化
○　自ら課題をもって学習や研究に取り組む態度の育成
○　学習活動における地域の教育力の活用
○　学校外活動の実践と施設間のネットワーク化

（３）目標達成の場とそのかかわり（教育機能連関）

○　家庭では、子どもの持ち味やよさに気づかせるとともに、自然とのふれ合いや読書の楽しさに気づかせたり、正しい言葉づかいなどを指導する。
○　学校では、基礎的・基本的事項の指導を重視するとともに、自ら学びとる態度を育成する。
○　地域では、子どもの興味・関心に応じた主体的な活動を支援する。
○　行政は、施設の整備とネットワーク化を図る。

◎　学校、家庭を中核として、地域、行政との連携を図りながら、自ら学びとる態度を育てる。

≪青年期≫

（１）達　成　目　標

1　自分の考えや気持ちを相手に分かるように話したり、他人の話を間違いなく聞き取ることができる。
2　時と場に応じた正しい言葉づかいや、正しい文字や文章を書くことができる。
3　物事を論理的にとらえ、筋道の通った考え方ができる。
4　社会生活での諸問題について主体的に考え、正しく判断することができる。
5　自然現象について興味・関心をもち、探究することができる。
6　造形的な創造活動や音楽を通して、表現する喜びや美しさ、楽しさを感じ、自ら表現することができる。
7　生活に必要な技術を習得し、創造性や実践的態度を身につけることができる。
8　自分の取り組みたいことや、関心のあることについて、調べたり、まとめたり、発表したりすることができる。

（２）具　体　策

○　言語環境の整備
○　自ら考え、正しく判断できる指導の強化
○　自然に接する機会の充実
○　美的情操を深める指導の強化
○　情報機器の充実と活用
○　自ら課題をもって学習や研究に取り組む態度の育成
○　学習活動における地域の教育力の活用
○　学校外活動の実践と施設間のネットワーク化

（３）目標達成の場とそのかかわり（教育機能連関）

○　家庭では、自然とのふれあう機会をもつとともに、正しい言葉づかいの指導や読書ができる環

境を整える。
○　学校では、基礎的基本的事項の指導を重視するとともに、教科の学習やクラブ活動などの学習を通して、探究的、創造的な態度を育成する。
○　社会教育機関では、文化的施設の充実や、学べる講座・行事などの開催を通して文化的環境の醸成に努める。
○　地域では、興味・関心に応じた主体的な活動を支援する。
○　行政は、施設の整備とネットワーク化を図る。

◎　学校、家庭を中核として、地域、行政との連携を図りながら、自ら学びとる態度を育てる。

◆ 教育目標番号　１４

自分でできることは自分でするという態度を身につける

≪乳幼児期≫

（１）達　成　目　標

1　返事、あいさつ、名前など日常生活に必要なことばを正しく使うことができる。
2　見たり聞いたりしたことを、親しみをもって聞いたり話したりすることができる。
3　衣服や靴などを脱いだり、着たり、揃えたりすることができる。
4　正しい食事の仕方を身につけることができる。
5　身のまわりの物を大切に扱うことができ、出したり片付けたり、整理整とんすることができる。
6　自分の物と友達の物を区別することができる。

（２）具　体　策

○　あいさつに関する習慣化の徹底
○　話し方、聞き方の指導
○　衣服の着脱、食事の仕方の指導
○　後片付け、整とんに関する指導の徹底
○　自他の区別に関する指導

（３）目標達成の場とそのかかわり（教育機能連関）

○　家庭では、返事、あいさつ、道具の後片付けなど、基本的な生活習慣や態度を育てる。
○　保育所・認定こども園、幼稚園などでは、集団活動の場を通し、基本的な生活習慣をいろいろな方法で計画的に指導する。
○　地域では、近所同士の親密なつき合いを通し、幼児たちが一緒に遊べる場を提供する。

◎　家庭を中核として、保育所・認定こども園、幼稚園、地域などとの連携を図りながら、基本的な生活行動を自分の力で進んで行う態度を育てる。

◆ 教育目標番号　１５

基本的な生活習慣を身につけ、自ら考え正しく判断し行動することができる

≪児童期≫

（１）達　成　目　標

1　学校の始業時刻に遅れないように起床することができる。

2　身のまわりを進んで清掃し、整理整頓や後始末をすることができる。
3　自分のできる範囲で手伝うことができる。
4　小遣いを計画的に使うことができる。
5　人から信頼されるような行動をとることができる。
6　積極的に物事を考え、自ら解決しようとすることができる。
7　学習課題を独力で解決しようと努めることができる。
8　興味あることに集中することができる。
9　放課後や休日の使い方を自分で決めることができる。

（2）具　体　策

○　基本的行動様式に関する日常生活指導の徹底
○　全教育活動を通して、自ら考え正しく判断し行動できる態度の育成
○　集団宿泊学習などを通して、望ましい生活態度の育成

（3）目標達成の場とそのかかわり（教育機能連関）

○　家庭では、基本的な生活習慣や主体的な生活態度を育てるようにする。
○　学校では、思考力、創造力、判断力、表現力などを育成するために、計画的な指導をすすめる。
○　地域や行政は、自主・自立の精神を養うため、集団活動の機会や場を設ける。

◎　家庭、学校を中核として、地域、行政との連携を図りながら、自ら考え正しく判断し、行動できる態度を育てる。

◆ 教育目標番号　１６

日常生活の諸問題に主体的に取り組み、自ら解決していく態度を身につける

≪青年期≫

（1）達　成　目　標

1　自分から進んで勉強や仕事をすることができる。
2　失敗に対してくじけることなく、より努力して改善しようとする態度を身につけることができる。
3　自ら判断して、正しいことを進んで実践することができる。
4　自己主張しながらも、家庭の習慣に従うことができる。
5　自分で解決できない問題が生じたときは、家族や友達の助言を受け、自ら解決することができる。
6　自分の考えを確立し、信念に基づいた言動をとることができる。

（2）具　体　策

○　主体的に取り組む態度を育てる道徳、特別活動の強化
○　クラブ活動や各種サークル活動の充実
○　集団宿泊学習などを通しての望ましい生活態度の育成
○　子どもの自主性や主体性を育む家庭教育に関する講座の開設と参加

（３）目標達成の場とそのかかわり（教育機能連関）

○　家庭、学校では、主体的な生活態度の育成を図る。
○　学校では、主体的な学習態度の育成を計画的にすすめる。
○　地域では、子どもが自ら考え、判断し、行動できる環境づくりに努める。

◎　家庭、学校を中核として、地域との連携を図りながら、目標をもって主体的な生活ができる態度を育てる。

◆ 教育目標番号　１７

社会の変化に対応し、生涯にわたって学び直し、学習成果を生活や地域に生かす。

≪壮年期≫

（１）達　成　目　標

１　政治、経済、社会の知識の継続的習得に努め、自己の生活とのかかわりにおいて考えることができる。
２　自らの教養を高めるため努力することができる。

（２）具　体　策

○　図書館などの整備と積極的利用
○　生活を高めるための学べる講座の開設と積極的参加
○　自主的学習を促すとともに、学習内容の充実を図る
○　自ら学習できるようにするための情報提供の促進
○　公民館などにおける講座、自習・学習スペースの充実
○　学習成果を地域活動などで生かす機会の提供

（３）目標達成の場とそのかかわり（教育機能連関）

○　家庭では、常に教養を高めるために新しい知識を獲得するよう心がける。
○　公民館などでは、社会の変化に対応できるための講座の開設と、内容の充実を図る。
○　職場では、教養を高めるための研修会を設ける。
○　行政は、学習できる場を提供するとともに情報の提供に努める。

◎　家庭、行政を中核として、職場、社会教育機関との連携を図りながら、社会の変化に対応した施設整備や、学習機会、情報の提供に努める。

◆ 教育目標番号　１８

高齢者としての経験を積極的に生かすことができる

≪高齢期≫

（１）達　成　目　標

１　自らの経験を生かしながら地域の集団活動に積極的に参加し、互いの向上に努めることができる。
２　技能・経験を積極的に生かし、生きがいのある生活を送ることができる。
３　新しい知識や趣味などを積極的に学ぶことができる。

（2）具　体　策

○　高齢者団体への加入促進と活動内容の充実
○　高齢者のための学べる講座の開催と参加
○　広報紙などにより、経験を積極的に生かせるための情報提供の促進
○　高齢者人材活用事業の推進
○　世代間交流事業の実施と指導者としての活用

（3）目標達成の場とそのかかわり（教育機能連関）

○　家庭では、高齢者に学ぶとともに地域活動へ積極的に参加できるよう援助する。
○　地域では、奉仕活動の場の設定と参加を呼びかける。
○　公民館、行政は、高齢者学級などを開設し、参加を呼びかけるとともに内容の充実を図る。
○　行政は、高齢者人材活用事業を推進する。

◎　家庭、地域を中核として、学校、社会教育機関、行政との連携を図りながら、高齢者としての技能・経験を積極的に生かすように努める。

◆ 教育目標番号　１９

自己を見つめ、困難にくじけず、粘り強くやりとげる態度を身につける

≪児童期≫

（1）達　成　目　標

1　常に希望を持ち、明るい生活をしようと努めることができる。
2　やり始めたことは、最後まできちんとやりとげることができる。
3　自分中心の考えや行動を反省し、人間関係をよくすることができる。
4　失敗した場合、どうすればよいのかを考えることができる。
5　他人の言動に左右されず、何が正しく、何が誤りであるかを自ら判断し、行動することができる。

（2）具　体　策

○　自律心を育て、自ら判断し、望ましい生活をしようとする教育活動の強化
○　粘り強くやりとげる態度を育成するための家庭教育、道徳教育、特別活動の充実
○　他人を思いやり、自ら反省する教育の充実
○　一人ひとりの子どもの能力を生かす指導の充実
○　各種集団生活を通して、心の強い子どもの育成

（3）目標達成の場とそのかかわり（教育機能連関）

○　家庭では、家族のふれあいを通して、わがままな心をおさえ、自ら判断し自立した行動がとれるように指導する。
○　学校では、一人ひとりのよさを認め、その能力を育てる教育活動を計画的に行う。
○　地域では、子どもに夢を与え、強い精神力を育てる集団活動などの機会をつくる。
○　行政は、学級・講座などを通して心身ともに粘り強く、たくましい子どもを育てる指導の充実を図る。

◎　家庭、学校、地域が一体となって、行政と連携を図りながら困難にくじけず粘り強くやりとげる子どもを育てる。

≪青年期（前期）≫

（1）達　成　目　標

1　感情に走ることなく、欲望をおさえることができる。
2　他人の言動に左右されず、何が正しく、何が誤りであるかを自ら判断し行動することができる。
3　強い意思をもち、困難に耐えて最後までやり通す態度を身につけることができる
4　希望をもって、明るい生活をしようと努めることができる。

（2）具　体　策

○　「強い意志、自主自律」の精神を身につける場の設定
○　何でも話し合える楽しい家庭づくりの推進
○　自ら考え正しく判断できる教育活動の推進
○　部活動、クラブ活動、ボランティア活動を通して望ましい生活態度の育成

（3）目標達成の場とそのかかわり（教育機能連関）

○　家庭では、自立して行動できる人間の育成に努める。
○　学校では、一人ひとりの生徒を生かす教育活動を計画的に行う。
○　学校では、部活動、地域クラブ活動、ボランティア活動を通して、強い意志、自主自律の精神を育てるための教育活動を進める。
○　地域では、集団活動などの場を設定し、他者と協力しながら、自ら考え、判断し、行動する力を育む機会をつくる。
○　行政は、学級・講座などを通して、家庭や地域の教育活動を支援する。

◎　家庭、学校、地域が一体となって、行政と連携を図りながら、強い意志、自主自律の精神を育てるための指導を充実する。

◆ 教育目標番号　２０

将来を見通して計画的な生活をする

≪青年期（後期）・壮年期≫

（1）達　成　目　標

1　変化する社会に適応するために、生涯を通じて計画的に学習する必要性を理解し、実行することができる。
2　将来の見通しに立って物事を考え、計画し、実行し、さらに反省していくことができる。

（2）具　体　策

○　計画的な生活をするための学べる講座の開設と積極的参加
○　地域活動への自主的参加
○　生涯学習関連施設の整備と活用
○　テレビ・ラジオなどの教養番組の積極的視聴
○　新聞・雑誌やインターネットの利用による知識の習得

（３）目標達成の場とそのかかわり（教育機能連関）

○　家庭では、テレビ・ラジオなどの教養番組を努めて視聴するようにする。
○　地域では、自主的に参加できる活動の場を設ける。
○　行政・社会教育機関は、各種学級・講座などで合理的な生活設計についての考え方の普及を図る。

◎　家庭・地域、行政、社会教育機関が連携を図りながら、将来を見通して計画的な生活をするように努める。

◆ 教育目標番号　２１

ものを大切にし、資源を有効に活用することができる

≪乳幼児期≫

（１）達　成　目　標

１　おもちゃなど身のまわりの物を大切にし、片付けることができる。
２　古くなった物でも大切に使うことができる。

（２）具　体　策

○　日常の育児や保育での、物を大切にする指導の充実
○　整理整とんなど、適切な養育の積極的指導
○　講座、広報紙などによる子どもへの適切な養育に関する啓発

（３）目標達成の場とそのかかわり（教育機能連関）

○　家庭では、物を大切に考え、粗末にしない心を育てる。
○　保育所・認定こども園や幼稚園などでは、遊び用具や学習用具などを大切に扱う適切な養育を徹底する。

◎　家庭を中核として、保育所・認定こども園や幼稚園などとの連携を図りながら、物を大切に扱う態度を育てることに努める。

≪児童期≫

（１）達　成　目　標

１　物ができるまでの工夫や人の努力を知り、日常生活で使ういろいろな物を大切にすることができる。
２　日常生活で使ういろいろな物を生み出す資源には、限りあることを理解することができる。
３　資源を生み出してくれる自然に感謝することができる。

（２）具　体　策

○　物を大切にすることに関する道徳指導の徹底
○　物を大切にする日常における生活指導の徹底
○　資源は有限であることの指導の徹底
○　資源保護のためのポスター、作文などへの積極的応募
○　環境教育における資源の大切さや有効な活用についての指導

（３）目標達成の場とそのかかわり（教育機能連関）

○　家庭では、家族ぐるみで物を大切にし、児童の実践意欲を養う。
○　学校では、資源は有限であることを理解させ、物を大切にする態度を育成する。
○　行政は、資源の有効な活用の啓発と、リサイクル運動を推進する。

◎　家庭、学校を中核として、行政との連携を図りながら、物を大切にする態度を育て実践させることに努める。

≪青年期≫

（１）達　成　目　標

1　生活目的に合った物を、計画的に購入し、有効に使うことができる。
2　日常生活の中で無駄をなくし、生活の合理化を図ることができる。
3　資源は有限であることを理解し、大切にすることができる。
4　物を生み出してくれる自然や社会に感謝することができる。

（２）具　体　策

○　物を大切にする日常指導の徹底
○　資源は有限であることの理解と節約・愛護の実践
○　電気、水、石油、森林資源などを大切に使うことの指導と実践
○　対外依存度の高い資源についての節約意識の指導
○　広報紙などによる啓発
○　資源保護のためのポスター、作文などへの積極的応募
○　環境教育における資源の大切さや有効な活用についての指導

（３）目標達成の場とそのかかわり（教育機能連関）

○　家庭では、生活用品を大切に使い、資源の有効活用に努める。
○　学校では、資源問題について計画的な指導を進める。
○　地域、職場では、資源を有効に活用する。
○　行政は、資源保護運動の推進を図る。

◎　家庭、学校を中核として、地域、職場、行政との連携を図りながら、節約意識の高揚、積極的な省資源の実践に努める。

≪壮年期≫

（１）達　成　目　標

1　生活目的に合った物を、計画的に購入し、有効に使うことができる。
2　日常生活の中で無駄を省き、生活の合理化を図ることができる。
3　資源の育成や保護を図ることの大切さを理解することができる。
4　限られた資源を有効に活用することができる。
5　物を大切にすることや、資源は有限であることを、子どもに理解させることができる。

（２）具　体　策

○　資源保護の啓発活動、講習会、展示会などの開催と参加
○　リサイクル活動への参加

○　消費者モニター制度の活用
○　不用品交換会などの実施と参加
○　森林の保護や造林事業の推進
○　電気、水、石油などの資源、エネルギーを大切に使うことの実践

（３）目標達成の場とそのかかわり（教育機能連関）

○　家庭では、物を有効に使い省資源に努める。
○　家庭では、物を再生して使用するなど、子どもが物を大切にする態度を育てる。
○　地域では、日常生活の合理化やリサイクル運動を推進する。
○　職場では、生産上のむだを省くとともに副産物も資源として活用する。
○　行政は、省資源、生活の合理化について啓発し、運動を推進する。

◎　家庭、地域、職場、行政が一体となって、省資源の実践に努める。

≪高齢期≫

（１）達　成　目　標

１　物を大切にすることを実践し、若い世代に教えることができる。
２　資源の育成や保護を図る大切さ、生活における無駄を省くことの大切さを、若い世代に教えることができる。

（２）具　体　策

○　経験を生かし、資源の再利用・省資源について若い世代の指導
○　資源保護の啓発活動、講習会、展示会などの開催と参加
○　リサイクル活動への参加
○　電気、水、石油などの資源、エネルギーを大切に使うことの実践

（３）目標達成の場とそのかかわり（教育機能連関）

○　家庭では、物を有効に使い省資源に努める。
○　地域では、日常生活の合理化やリサイクル運動を推進し、指導する。
○　行政は、省資源、生活の合理化について啓発し、運動を推進する。

◎　家庭を中核として、地域や行政との連携を図りながら、物を大切にすることを実践し指導に努める。

◆ 教育目標番号　２２

自由時間を有効に活用することができる

≪児童期・青年期≫

（１）達　成　目　標

１　自然の中で積極的に遊ぶことができる。
２　サークル活動、ボランティア活動などに積極的に参加することができる。
３　自分に合った趣味・特技を身につけることができる。
４　家族ぐるみで余暇活動に参加し、楽しく過ごすことができる。
５　趣味・特技を生かして有意義に余暇を過ごし、また指導することができる。

（2）具　体　策

○　自由時間の有効な過ごし方に関する指導の充実
○　自然を利用した施設や遊び場などの整備と拡充
○　家族ぐるみによる行事の実施と参加
○　親子文庫活動の推進と積極的参加
○　生涯学習関連施設の整備と活用
○　高齢者との交流を含めた余暇活動の実施と参加
○　趣味・特技を習得できる学級・講座の開催と参加
○　広報紙やインターネットなどによる情報提供と参加

（3）目標達成の場とそのかかわり（教育機能連関）

○　家庭では、家族ぐるみで自然や文化、スポーツに親しむ計画を立てたり、行事に参加したりする。
○　学校では、地域活動などの情報提供を行い、自由時間の有効な活用について指導する。
○　地域では、児童生徒が自然や文化、スポーツに親しむことができる場を用意し、その参加を促すようにする。
○　行政は、余暇活動の情報提供や、余暇活動に関する各種学級、講座を開催する。

◎　家庭を中核として、地域、学校、行政との連携を図りながら、自由時間の活用に努める。

≪壮年期・高齢期≫

（1）達　成　目　標

1　家族ぐるみで適切な余暇活動を計画し、楽しくすごすことができる。
2　自分に合った趣味・特技を身につけることができる。
3　趣味・特技を生かして有意義な余暇をすごし、また指導することができる。
4　日常生活を合理化して、自由時間の確保・活用に努めることができる。
5　自由時間を有意義に過ごし、生きがいのある生活をすることができる。
6　家庭文化や地域の伝統を若い世代に伝える事ができる。

（2）具　体　策

○　趣味活動への積極的参加と発表の場の開設
○　ボランティア活動への積極的参加
○　自由時間活用のための学べる講座の開設と参加
○　地域の伝統を若い世代に伝える場の設定
○　生涯学習関連施設の整備と利用
○　高齢者人材活用事業の推進

（3）目標達成の場とそのかかわり（教育機能連関）

○　家庭では、余暇活動を理解し協力援助する。
○　地域や行政、団体では、高齢者の体験が生かされるような研修会などを計画的に開設し、高齢者の知識・技能の有効な活用を推進する。
○　行政は、住民が自由時間を活用できる場の設定と、施設の充実や情報の提供を図る。

◎　家庭を中核として、地域、行政、団体との連携を図りながら、計画的に自由時間の活用に努める。

◆ 教育目標番号　２３

身のまわりの情報を整理し、デジタル技術を安全かつ適切に活用する能力を身につける

≪児童期≫

（１）達　成　目　標

1　学用品、身のまわりの品物、学校でもらった印刷物など、必要に応じて品物を整理することができる。
2　できごとを解決するのに必要なことを、いろいろな情報の中から選び出すことができる。
3　日常生活の中で、集められた情報を分類・整理して、まとめをすることができる。
4　コンピュータなどの情報機器に慣れ親しむことができる。

（２）具　体　策

○　身近な情報を整理し、それを活用する指導の充実
○　テレビ・ラジオ・新聞・雑誌などの利用についての指導
○　インターネットの活用や情報モラルなどの指導を行う。
○　学校における情報機器の整備と活用

（３）目標達成の場とそのかかわり（教育機能連関）

○　家庭では、多くの情報を使いやすいように処理したり、活用したりすることを指導する。
○　学校では、情報の収集・処理・活用について具体性のある指導をする。
○　地域では、情報をできるだけ整理して提供する。
○　行政は、情報機器を整備し、児童向けの各種情報提供のあり方について工夫する。

◎　家庭、学校を中核として、地域、行政との連携を図りながら、情報活用の能力を育てる。

≪青年期≫

（１）達　成　目　標

1　いろいろな情報を集め、それをもとに生活に必要な事実や事柄の内容をとらえることができる。
2　集められた情報を分類・整理して、因果関係・関連性・意味などをとらえることができる。
3　集められた情報を分析・吟味して、新たな情報を構成したり、結論を出したりすることができる
4　情報を的確に処理したり、誤りなく判断することができる。
5　コンピュータなどの情報機器を、適切に活用する基本的能力を身につけることができる。

（２）具　体　策

○　広報紙などでの情報提供と活用
○　情報処理に関する学べる講座の開催と参加
○　テレビ・ラジオ・新聞・雑誌などの利用についての指導
○　インターネットの活用や情報モラルなどの指導を行う。
○　基本的情報活用能力育成に関する指導
○　学校における情報機器の整備と活用

（３）目標達成の場とそのかかわり（教育機能連関）

○　家庭では、放送・新聞・雑誌などからの情報収集と活用の方法を指導する。
○　学校では、コンピュータをはじめとする各種情報機器の利用法や、情報などの収集方法及びそれらの処理・活用について指導をする。
○　地域では、公民館、町内会などの活動を通して、資料の収集と提供に努める。
○　行政は、情報提供システムの整備やネットワークの形成に努める。

◎　学校を中核として、家庭、地域、行政との連携を図りながら、情報を整理し活用する能力を身につけるように努める。

◆ 教育目標番号　２４

情報の信頼性を確かめ、自ら正しく判断し、生活や社会に活用・発信することができる。

≪青年期（後期）・壮年期・高齢期≫

（１）達　成　目　標

１　多様な情報源から必要な情報を収集することができる。
２　情報の発信者、根拠及び目的を確かめ、信頼性を判断することができる。
３　個人情報、著作権及び情報モラルに配慮して情報を活用することができる。
４　デジタル技術を用いて情報を整理し、適切に発信することができる。

（２）具　体　策

○　広報紙などの有効な活用
○　情報の正しい受け止め方に関する研修会の実施と参加
○　インターネットの活用や情報モラルなどに関する研修会の実施と参加
○　広域的な情報ネットワークの形成
○　個人の情報発信
○　各種モニター制度の活用
○　個人情報、著作権及び情報セキュリティに関する学習
○　年代や習熟度に応じたデジタル活用講座

（３）目標達成の場とそのかかわり（教育機能連関）

○　家庭では、日常生活に関する情報の活用を図る。
○　職場では、情報の収集・処理・活用を図り、さらに新しい情報を創造し発信する。
○　行政は、インターネットの活用や、情報モラルに関する学級・講座を開設する。また、広域的な情報ネットワークの形成・促進を図る。

◎　家庭、職場、行政が一体となって、情報を的確にとらえ、正しく判断し活用することができるように努める。

◆ 教育目標番号　２５

高齢者としての経験や情報を若い世代に伝えることができる

≪高齢期≫

（１）達　成　目　標

１　豊かな体験から得た生活の知恵を、若い世代に伝えることができる。
２　家庭文化や地域の伝統を、若い世代に伝えることができる。
３　各種マスメディアなどから情報を収集し、生活に役立てることができる。

（２）具　体　策

○　豊かな体験で得た生活の知恵を、若い世代に伝える場の設定と参加
○　地域の文化や伝統を、若い世代に伝える場の設定と参加
○　情報通信システムに関する各種学級・講座の開設と参加

（３）目標達成の場とそのかかわり（教育機能連関）

○　家庭では、豊かな体験から得た生活の知恵を家族に伝える。
○　地域では、集会・広報紙などによって高齢者の貴重な体験などを受け取るように努める。
○　行政は、インターネットの活用や、情報モラルに関する学級・講座を開設する。

◎　家庭、地域、行政を中核として、学校との連携を図りながら、若い世代へ豊かな体験を伝えるように努める。

教育目標
内容の柱
Ⅳ

社会連帯感の育成

（ 重点教育目標 ）



◆ 教育目標番号　２６

日常生活の中で、望ましい社会性を身につける

≪乳幼児期≫

（１）達　成　目　標

1	友達に迷惑をかけたらすなおに謝り、また過ちを許すことができる。
2	友達との約束を守ることができる。
3	友達を思いやり、感謝の気持ちをあらわすことができる。
4	友達の喜びを一緒に喜ぶことができる。

5　身近にある美しいものを見て喜び、大事にすることができる。

（2）具　体　策

○　保育所・認定こども園、幼稚園などにおける適切な養育の指導の充実
○　感動・表現の喜びをともに味わわせる指導の充実
○　社会的に望ましい態度育成のための保護者学級開設と参加
○　家庭における適切な養育の徹底
○　社会的に望ましい習慣や態度を育てるための相談事業の実施

（3）目標達成の場とそのかかわり（教育機能連関）

○　家庭では、日常生活における望ましい習慣や態度を育てる。
○　保育所・認定こども園、幼稚園などでは、集団生活を必要な基本的生活習慣や社会性を育む。
○　保育所・認定こども園、幼稚園などでは、社会的に望ましい習慣や態度を育てるために、保護者に対して子育ての助言をする。
○　地域では、子ども仲間の遊びを通して、社会的に望ましい習慣や態度を身につけさせる。
○　行政は、乳幼児を育てるための家庭教育学級などを計画的に開設する。

◎　家庭を中核として、地域や保育所・認定こども園、幼稚園などが行政と連携を図りながら、社会的に望ましい習慣や態度を育てる。

◆ 教育目標番号　２７

社会の一員として、望ましい社会的態度を身につける

≪児童期≫

（1）達　成　目　標

1　学校やグループの中で、自分が受けもつ仕事の責任を果たすことができる。 2　集団の中で一人ひとりの意見を尊重し、だれとでも仲良く生活していこうとする態度をとることができる。 3　公共機関、特に町役場、消防、警察などの働きが、私たちの生活にどのように関係しているのかを理解することができる。 4　地域の行事に積極的に参加し、地域社会への理解を深めることができる。 5　公共の場所をきれいにすることができる。

（2）具　体　策

○　集団の一員としての自覚を育てる教育活動の充実
○　特別活動などを通しての奉仕活動の実践
○　社会科副読本「かみとんだ」などの活用
○　上富田町における特色のある行事の紹介
○　社会教育推進のための指導者の養成と活用
○　子どもクラブなどの育成と指導の充実

（3）目標達成の場とそのかかわり（教育機能連関）

○　家庭では、地域社会との交流を積極的に図り、子どもクラブなどに積極的に参加できるよう援助する。

○　学校では、社会の一員としての資質の育成に努力するとともに、家庭や地域にも働きかける。
○　地域では、いろいろな行事に積極的に参加できるよう援助する。
○　行政は、家庭、学校、地域での取り組みを援助する。

◎　家庭、学校、地域が一体となって行政と連携し社会的態度の育成に努める。

◆ 教育目標番号　２８

社会の一員としての役割を自覚し、責任ある言動をとる

≪青年期≫

（１）達　成　目　標

1　生活していく上で必要な法規を知り、遵法の精神を重んじることができる。
2　正しい勤労観を身につけ生活することができる。
3　選挙の意義を知るとともに、民主政治における政党の役割について関心をもつことができる。
4　租税の役割と納税の義務について理解することができる。
5　権利は義務を伴うものであることを理解し、他人の権利を尊重することができる。

（２）具　体　策

○　法に関する学べる講座や講演会の実施と参加
○　遵法の精神に関する道徳、学級活動、社会科などの指導の充実
○　選挙や納税などに関する社会科指導の充実
○　有権者として、選挙に関する演説会、放送、選挙公報などの積極的活用
○　町政への参加機会の拡大

（３）目標達成の場とそのかかわり（教育機能連関）

○　家庭では、勤労の尊さや奉仕の精神などが体得できる場を設ける。
○　家庭では、社会の一員としての役割について家族意識を高める。
○　学校では、勤労の尊さや奉仕の精神などが体得できるような活動を計画的に行う。
○　学校では、社会科を中心に、社会の一員としての基礎を計画的に指導する。
○　地域では、社会の一員としての役割と責任について、自覚を促すよう働きかける。
○　行政は、法に関する学習会・講演会を実施する。
○　行政は、正しい勤労観の育成を図るための研修会・講演会を開催する。
○　行政は、各種広報紙などにより、正しい選挙についての意識を高め、選挙権行使の自覚を促す。

◎　家庭、学校を中核として、地域、行政との連携を図りながら、社会の一員としての役割や責任ある言動をとるように努める。

≪壮年期・高齢期≫

（１）達　成　目　標

1　権利を正しく主張し、義務を果たすとともに他人の権利も尊重することができる。
2　正しいと信じる意見を主張できる勇気をもつとともに、言動には責任をもつことができる。
3　参政権の行使に当たっては、自分の考えで正しく判断することができる。
4　常に政治について、関心をもつことができる。

（2）具　体　策

○　権利や義務に関する学べる講座の開設と参加
○　地域における集会への積極的参加
○　選挙に関する演説会、放送、選挙公報などの積極的活用
○　納税に関する広報活動の推進
○　行政と住民とのコミュニケーションを図る施策の実施とそれへの積極的参加

（3）目標達成の場とそのかかわり（教育機能連関）

○　家庭では、自らの体験を生かし、社会参加について指導助言する。
○　地域では、正しい選挙の推進に努める。
○　行政は、各種広報機関を利用して選挙権行使を促す。
○　行政は、法に関する学習会、講演会を積極的に開催する。
○　行政は、町政への関心を高め、町民の声を行政に反映する施策を講じる。

◎　家庭、地域、行政が一体となって、社会の一員としての役割や責任ある言動をとるように努める。

◆ 教育目標番号　２９

個人または団体の利害だけにとらわれず、全体との調和を図っていくことができる

≪青年期≫

（1）達　成　目　標

1　他人の立場を十分理解して、自分の仕事に責任をもつことができる。
2　自由と責任との関係や、権利と義務の関係について理解することができる。
3　個人や集団の関係を十分考え、時には、集団の利益のために、個人的な欲求や期待をおさえることの必要性を知ることができる。
4　地域の社会的な行事には積極的に参加し、地域社会への理解を深め、協力する態度を身につけることができる。

（2）具　体　策

○　個と集団に関する道徳、特別活動、社会科などの学習の充実
○　地域の伝統的行事への積極的参加
○　青少年育成町民会議、青少年グループなどの自主的活動の指導・援助

（3）目標達成の場とそのかかわり（教育機能連関）

○　家庭では、各種研修会や地域の行事へ進んで参加するよう働きかける。
○　学校では、道徳、特別活動、社会科などで計画的指導を進める。
○　地域では、行事を通して地域社会への理解や協力する態度を身につけさせる。
○　社会教育機関・団体では、学級講座などで自由と責任、権利と義務についての理解を図り、サークル活動などで体験的な活動を進める。

◎　家庭、学校を中核として、地域や社会教育機関・団体との連携を図りながら、個人や一部の団体の利害だけにとらわれず、全体との調和を図るように努める。

≪壮年期・高齢期≫

（1）達　成　目　標

1　個人は集団の一員であることを自覚し、自らの責任を果たすことができる。
2　個人と集団との調和を図りながら行動することができる。
3　自分の所属する団体の利害や感情にとらわれず、全体の発展を図っていくことができる。

（2）具　体　策

○　地域社会の構成員としての自覚を高める各種活動と催しへの参加
○　地域社会の連帯感を育む内容の広報活動の推進
○　職場内における各種研修の開設と参加
○　コミュニティーづくりの推進と積極的な参加

（3）目標達成の場とそのかかわり（教育機能連関）

○　家庭では、個人と集団のかかわりについて話し合う。
○　地域では、個人または一部の団体にかたよることなく、調和のとれた発展を図れるような意識を高める。
○　職場では、集団の所属感を高めると同時に、一部の団体の利害にとらわれない、調和のとれた発展を図れるような意識を高める。
○　行政は、個人と集団の望ましい在り方についての意識を高める諸活動を行う。
○　行政は、広報紙などを利用して、町民が地域や職場において個人と集団の望ましい在り方についての意識を高める情報を提供する。

◎　地域を中核として、家庭、職場、行政との連携を図りながら、個人や一部の団体の利害だけにとらわれず、全体との調和を図るように努める。

◆ 教育目標番号　３０

地域行事やボランティア活動に、無理のない方法で参加し、自らの役割を果たす。

≪青年期・壮年期≫

（1）達　成　目　標

1　家庭での役割と立場を理解し、協力し合うことができる。
2　近隣の人たちと助け合いながら、心のふれあいに努めることができる。
3　協力し合って社会生活の向上に努めることができる。
4　会議の仕方を知り、話し合いの能率を図ることができる。
5　地域の人々のためになる仕事を見出し、進んで実行することができる。
6　各種集会など約束の時刻を守り、他の人に迷惑をかけないようにすることができる。

（2）具　体　策

○　近隣の行事の計画と実施
○　社会奉仕グループの育成と参加
○　地域の伝統的行事や各種イベントについての計画と実施
○　クリーン運動などへの積極的参加
○　青年及び女性グループの育成と参加
○　短時間、単発、親子参加など、参加しやすい活動機会の設定

（３）目標達成の場とそのかかわり（教育機能連関）

○　家庭では、地域集団活動の意義について話し合い、近隣の行事へ進んで参加協力する態度を養う。
○　地域では、地域集団活動の意義や役割についての関心を高め、進んで行事を設ける。
○　地域では、地域集団活動を通してコミュニティーづくりを推進する。
○　行政は、青年及び女性グループの育成を推進する。
○　行政は、青少年育成町民会議、町内会などのリーダー研修会を計画的に行い、地域集団活動を積極的に推進する。

◎　地域を中核として、家庭や行政との連携を図りながら、地域集団活動への参加と役割を果たすように努める。

≪高齢期≫

（１）達　成　目　標

１　自らの体験を生かしながら地域集団活動に積極的に参加し、互いの向上に努めることができる。 ２　地域の人々のためになる仕事を見出し、進んで実行することができる。 ３　地域の各種行事に積極的に参加し、指導的役割を果たすことができる。

（２）具　体　策

○　近隣の行事への協力と参加
○　地域の伝統的行事についての指導
○　高齢者人材活用事業の推進
○　町内会活動の指導者として積極的に参加
○　世代間交流活動の拡大と充実
○　短時間、単発など、健康状態や生活状況に応じて無理なく参加でき、経験や技能を生かせる活動機会を設ける。

（３）目標達成の場とそのかかわり（教育機能連関）

○　家庭では、地域集団活動の意義について話し合い、高齢者が自ら進んで参加できるような雰囲気をつくる。
○　地域では、高齢者の体験が生かせるような機会を計画的に設定し、地域集団活動を推進する。
○　行政は、高齢者人材活用事業

◎　地域を中核として、家庭、学校、行政との連携を図りながら、地域集団活動への参加と役割を果たすように努める。

◆ 教育目標番号　３１

友達と互いに協力し合うことができる

≪児童期≫

（１）達　成　目　標

１　相手の心を思いやって協力することができる。 ２　男女が互いに理解し、協力し合うことができる。

3　集団の中で、規律を守って行動することができる。
4　集団の中で決めたことに協力することができる。
5　グループの中で自分の役割を果たすことができる。

（2）具　体　策

○　豊かな心を育む教育活動の充実
○　望ましい人間関係を育む教育活動の充実
○　子どもクラブ活動の推進
○　児童館活動の充実
○　地域ぐるみのあいさつ運動の推進

（3）目標達成の場とそのかかわり（教育機能連関）

○　家庭では、人との接し方、あいさつ、奉仕などについて話し合い、家族の温かい心情と実践的態度を育てる。
○　学校では、仲良く協力することについて計画的に指導する。
○　学校では、ＰＴＡ活動や児童会活動を通して、あいさつ運動を推進する。
○　地域では、青少年育成町民会議などが中心になって、あいさつ運動を推進する。
○　行政は、児童館などの活動を推進する。

◎　家庭、学校、地域、行政との連携を図りながら、協力する態度を育てる。

◆ 教育目標番号　３２

相手の立場や気持ちを理解し、温かい心で人に接することができる

≪青年期≫

（1）達　成　目　標

1　温かい心で人に接し、だれにでも親切にすることができる。
2　相手の立場や気持ちを理解し、広い心で人に接することができる。
3　だれにでも気持ちよくあいさつすることができる。
4　高齢者や障がいのある方など、すべての方に対し、思いやりのある温かい心で接することができる。
5　共通の目的のために、個人的な感情をおさえ、協調する態度を身につけることができる。
6　自分の考えを確立し、信念に基づいた言動をとることができる。
7　他人の助言や忠告に謙虚に耳を傾けることができる。
8　友情について深く考え、よい友人関係をつくることができる。

（2）具　体　策

○　相手を思いやる教育活動の推進
○　各種ボランティア活動の紹介と参加
○　各種の研修会やサークル活動の実施と参加
○　地域ぐるみのあいさつ運動の推進
○　豊かな人間関係を創造するための各種活動の推進

（３）目標達成の場とそのかかわり（教育機能連関）

○　家庭では、交友関係について共に考えたり、教えたりする。
○　学校では、個と集団、男女の間において望ましく行動できるように、あらゆる機会をとらえて計画的に指導する。
○　学校では、世代間交流や福祉施設などとの交流を図り、互いに理解を深める。
○　地域では、青少年育成町民会議などで仲間づくり、仲間同士のつき合いが望ましくできるような環境を整える。

◎　家庭、学校、地域が一体となって、温かい心で人に接することができるように努める。

◆ 教育目標番号　３３

個々の多様性を認め、広い心で人に接することができる

≪壮年期≫

（１）達　成　目　標

１　自分の考えを確立し、信念に基づいた言動をとることができる。
２　他人の考えを正しく理解し、自分の考えと比較することができる。
３　自分と異なる考えや立場を尊重し、他から学ぶ広い心で接することができる。

（２）具　体　策

○　教養を高める諸講演会の実施と積極的参加
○　文化機関の積極的利用と自己啓発の推進

（３）目標達成の場とそのかかわり（教育機能連関）

○　家庭では、自分と異なる考え方や立場を尊重する精神を養う。
○　地域では、広い心で接する人間関係づくりに努める。
○　職場では、広い心で接する人間関係づくりに努める。
○　行政は、教養を高める講演会などを実施する。

◎　家庭を中核として、地域、職場、行政との連携を図りながら、広い心で接するように努める。

◆ 教育目標番号　３４

若い世代の人たちの立場や気持ちを理解し、温かい心で接することができる

≪高齢期≫

（１）達　成　目　標

１　若い世代の人たちとの交流に努めることができる。
２　子や孫への深い愛情と理解をもって仲よく生活することができる。

（２）具　体　策

○　高齢者学級の開設と参加
○　若い人と高齢者との交流の場の設定と参加
○　身につけた知識・技能を若い人たちへ伝える場の設定

（３）目標達成の場とそのかかわり（教育機能連関）

○　家庭では、高齢者が研修会、同好会、近隣行事などへ自ら進んで参加できるような雰囲気をつくる。

○　家庭では、若い世代の人たちと積極的に会話を行い、円満な家庭づくりに努める。

○　地域では、研修会、同好会、近隣行事などを通して若い世代と交流の場を積極的に設ける。

◎　家庭を中核として、学校、地域との連携を図りながら、若い世代との交流に努める。

◆ 教育目標番号　３５

日常生活の中で善悪の区別がつけられる

≪乳幼児期≫

（１）達　成　目　標

１　うそを言ったりごまかしたりしないで生活することができる。
２　友達のしていることや、テレビ番組、絵本などの中から良い、悪いを選び出すことができる。
３　自分の思ったことを、素直に正直に言うことができる。
４　友達の良いことをみんなに知らせ、見習うことができる。

（２）具　体　策

○　遊び、絵本、童話などを通しての善悪に関する指導の充実

○　表現活動（劇などによる）を通しての善悪に関する指導の充実

○　保護者に対する道徳性に関する指導の充実

（３）目標達成の場とそのかかわり（教育機能連関）

○　家庭では、機会あるごとに善悪の区別ができるよう教えたり仕向けたりする。

○　保育所・認定こども園、幼稚園などでは、良い悪いを区別して実践できる場を計画的に設定し指導する。

○　行政は、子どもの適切な養育についての家庭教育学級などへの参加を呼びかける。

◎　家庭、保育所・認定こども園、幼稚園、行政などが一体となって、善悪の判断とその実践的態度を育てる。

◆ 教育目標番号　３６

道徳的な態度を身につけ、実践することができる

≪児童期≫

（１）達　成　目　標

１　自他の生命を尊重する態度を身につけることができる。
２　常に明るく誠実に行動することができる。
３　規則や自分たちで作るきまりの意義を理解し、これを守ることができる。
４　相手の身になって考え、温かく接することができる。
５　公共物を大切にし、公衆道徳を守ることができる。
６　善悪の判断ができ、責任ある行動をとることができる。

（2）具　体　策

○　学校教育全体を通して行う道徳指導の充実強化
○　小さな親切運動などの推進
○　校内美化運動の推進
○　互いに認め合う学級、学年、学校づくりの推進
○　生命尊重・人権尊重に関する指導の強化
○　青少年健全育成の充実

（3）目標達成の場とそのかかわり（教育機能連関）

○　家庭では、保護者が子どもの模範となり道徳的な行動で考えを示す。
○　学校では、道徳教育の全体計画に基づいて、組織的、計画的に指導する。
○　地域や行政は、児童を取り巻くよい環境づくりに努めるとともに、善行を認め励ますようにする。

◎　家庭、学校を中核として、地域、行政との連携を図りながら、道徳的態度の育成と実践に努める。

≪青年期≫

（1）達　成　目　標

1　自他の生命を尊重する態度を身につけることができる。
2　自分の果たすべき義務を知り、それを確実に果たすことができる。
3　自ら判断し、責任ある行動をすることができる。
4　公共物を大切にし、公衆道徳を守ることができる。
5　規則や自分たちで作るきまりの意義を理解し、これを守ることができる。
6　相手の立場を理解し、温かく接することができる。

（2）具　体　策

○　道徳教育、特別活動、生徒指導の充実
○　小さな親切運動などの推進
○　互いに認め合う学級、学年、学校づくりの推進
○　ボランティア活動への積極的参加
○　生命尊重・人権尊重に関する指導の推進
○　青少年健全育成の充実

（3）目標達成の場とそのかかわり（教育機能連関）

○　家庭では、日常の適切な養育や指導によって道徳性の伸長を図る。
○　学校では、道徳教育の一層の充実を図る。
○　地域や行政は、青少年を取り巻くよい環境づくりに努めるとともに、善行を認め励ますようにする。

◎　家庭、学校を中核として、地域、行政との連携を図りながら、道徳的実践態度を育てる。

≪壮年期≫

（1）達　成　目　標

1　自他の生命を尊重する態度を身につけることができる。
2　歴史や文化などを通して、人間の生き方について学び、自らの行動や態度を高めることができる。
3　公共物を大切にし、公衆道徳を守ることができる。
4　遵法の精神を重んじ、みんなで力を合わせて社会秩序と規律を高めていくことができる。
5　他人の権利や感情などを考えに入れて、自ら行動を決める態度やそれに必要な自制心を身につけることができる。

（2）具　体　策

○　ボランティア活動への積極的な参加
○　講座、学級の開設と参加
○　子どもの手本となる生活態度の実践
○　青少年健全育成行事などへの積極的参加

（3）目標達成の場とそのかかわり（教育機能連関）

○　家庭では、保護者として自ら範を示すように努める。
○　地域では、互いの交流を図るとともに、青少年健全育成に努める。
○　社会教育機関や行政は、学べる講座の開設と積極的参加を図る。

◎　家庭、地域を中核として、行政、社会教育機関との連携を図りながら、道徳的実践に努める。

≪高齢期≫

（1）達　成　目　標

1　古きよき伝統の生き方を若い世代に伝えるとともに、新しい時代の生き方を学ぶことができる。
2　柔軟な思考のもとに道徳的実践に努めることができる。

（2）具　体　策

○　ボランティア活動への積極的な参加
○　高齢者学級の開設と参加
○　若い世代によき伝統を伝える実践

（3）目標達成の場とそのかかわり（教育機能連関）

○　家庭では、子や孫に範を示すように努める。
○　地域では、地域の人たちとの交流を図る。
○　社会教育機関や行政は、学べる講座の開設と積極的な参加を図る。

◎　家庭、地域を中核として、行政、社会教育機関との連携を図りながら、道徳的実践に努める。

◆ 教育目標番号　３７

日常生活の中で、子どもに善悪の区別がつけられるようにする

≪青年期（後期）・壮年期≫

（１）達　成　目　標

１　子どもの手本となるような生活をすることができる。
２　子どもの意見を尊重するとともに、時には厳しい態度で臨むことができる。
３　社会のルールを理解させ、守らせることができる。
４　約束を守り、行動に責任をもつ態度を育てることができる。

（２）具　体　策

○　子育てに関する学習会の開催
○　社会ルールを守る住民運動の推進
○　道徳性に関する意識の高揚

（３）目標達成の場とそのかかわり（教育機能連関）

○　家庭では、機会あるごとに善悪の区別ができるように教えたり、仕向けたりする。
○　社会教育機関や行政は、子どもの適切な養育について家庭教育学級などを開設する。

◎　家庭を中核として、学校、保育所・認定こども園、幼稚園、行政、社会教育機関などとの連携を図りながら、子どもの適切な養育をする。

◆ 教育目標番号　３８

友達のだれとでも、仲良く遊ぶようにする。

≪乳幼児期≫

（１）達　成　目　標

１　だれとでも仲良く、進んで楽しく遊ぶことができる。
２　自分の物と友達の物を区別して遊ぶことができる。
３　友達に対して、思いやりの心をもつことができる。

（２）具　体　策

○　保育所・認定こども園、幼稚園などにおける、だれとでも仲良く遊べる指導の強化
○　友達と遊ぶときのルールやマナーを身につける指導の充実
○　遊びについての保護者の学習会開催と参加

（３）目標達成の場とそのかかわり（教育機能連関）

○　家庭では、兄弟姉妹をはじめ、となり近所の友達との関係を通して、遊ぶことの意義を保護者がよく理解し、仲良く遊べるように適切な養育を行う。
○　保育所・認定こども園、幼稚園などでは、友達と遊ぶときのルールやマナーを身につけさせ、家庭に帰っても継続されるようにする。
○　地域及び行政は、安全な遊び場を幼児に提供し、より安全に遊べる施設、設備の充実を図る。

◎　家庭を中核として、保育所・認定こども園、幼稚園、地域、行政などとの連携を図りながら、

子どもの適切な養育を行う。

◆ 教育目標番号　３９

差別や偏見をなくし、よりよい仲間づくりをすることができる

≪児童期≫

（１）達　成　目　標

1　相手の立場に立って、思いやりの心をもつことができる。
2　社会の一員として、自他の人格を認め、連帯感や協調性を身につけることができる。
3　社会生活について、自ら考え正しく判断することができる。
4　差別や偏見に気づくことができる。

（２）具　体　策

○　集団活動に関する特別活動の指導の充実
○　ともに遊ぶ時間、清掃の時間、給食の時間などの指導の充実
○　差別や偏見に関する道徳、社会科をはじめとした学習指導の充実

（３）目標達成の場とそのかかわり（教育機能連関）

○　家庭では、家族のそれぞれの人格を認め合い、協力する生活態度を育てる。
○　学校では、教育活動全般を通して、差別をなくしていく指導を計画的に行う。
○　地域では、相手の立場に立って考え、分け隔てなくみんなと仲良く行動できるようにする。

◎　家庭、学校を中核として、地域の連携を図りながら、差別や偏見をなくすように努める。

◆ 教育目標番号　４０

人権尊重の精神に徹し、人権にかかわる問題を正しく理解し、差別や偏見のない民主的な人間関係をつくることに努める

≪青年期≫

（１）達　成　目　標

1　人権尊重の精神に基づき、相手の立場に立った言動ができる。
2　正しいと信じることを主張するとともに、言動には責任をもつことができる。
3　人権にかかわる問題を正しく理解し、自分の課題としてとらえ、差別を見抜くことができる。
4　よりよい社会を実現するため、あらゆる差別や偏見をなくすことができる。

（２）具　体　策

○　人権に関する学習指導の充実
○　集団活動に関する特別活動の指導の充実
○　差別や偏見に関する特別活動や道徳の充実
○　人権教育啓発資料を使った研修会の実施と参加
○　広報紙などによる啓発
○　人権問題解決のための住民運動の推進

（３）目標達成の場とそのかかわり（教育機能連関）

○　家庭では、人権に関する意識の高揚を図るとともに、人権教育啓発資料を活用して差別や偏見の解消に努める。

○　学校では、全領域の中に人権教育を位置づけて、偏見や差別の解消のための実践をする。

○　地域では、人権に関する意識の高揚を図るとともに、人権問題の正しい理解と認識のための研修会の充実を図る。

○　行政は、人権問題の正しい理解と認識のための研修会の充実を図る。

◎　家庭、学校、地域、行政が一体となり、偏見や差別の解消に積極的に努める。

◆ 教育目標番号　４１

人権と多様性を尊重し、人権にかかわる問題を正しく理解して、差別や偏見のない、誰もが参加できる社会の実現に努める

≪壮年期・高齢期≫

（１）達　成　目　標

１　人権尊重の精神に徹し、相手の立場に立った言動ができる。
２　人権にかかわる問題を正しく認識し、自分の課題としてとらえ、解決することができる。
３　差別や偏見のない、よりよい社会を実現するように努めることができる。

（２）具　体　策

○　人権尊重に関する各種の研修会、講演会などの開催と参加

○　人権教育啓発活動の充実

○　広報紙など資料の発行と活用

○　人権問題解決のための住民運動の推進と実践

○　障がい、年齢、文化的背景及び生活上の事情に配慮した情報・参加環境の整備

（３）目標達成の場とそのかかわり（教育機能連関）

○　家庭では、人権問題について話し合い、正しい理解を深め、差別や偏見の解消に向けて実践する

○　地域では、人権認識を深めるため、研修会の開催や啓発活動を推進する。

○　職場では、人権問題解決のための研修会、講演会を開催する。

○　行政は、人権問題解決のため、研修会の開催や啓発を促進するとともに、実践的指導者を養成する。

◎　家庭、地域、行政、職場が一体となり、人権意識を深めるとともに、人権問題を町民的課題としてとらえその解決に努める。

◆ 教育目標番号　４２

奉仕活動の大切さを理解し、積極的にその活動に参加する

≪児童期≫

（１）達　成　目　標

１　社会における各種の奉仕活動の内容を理解することができる。

2　家族の一員であることを自覚し、自ら進んで家族のために働く喜びをもつことができる。
3　学級、学校、家庭及び地域社会において、積極的に広く奉仕体験をすることができる。
4　自分が他に尽くした体験を発表することにより、奉仕活動の意義を広め深めることができる。

（2）具　体　策

○　特別活動や道徳などを通して、奉仕活動に関する指導の充実
○　子どもクラブなどを通しての奉仕活動への積極的参加
○　各種のボランティア活動の紹介と参加
○　地域クリーン運動やフラワータウン運動などへの積極的参加

（3）目標達成の場とそのかかわり（教育機能連関）

○　家庭では、家事を分担させ奉仕する態度を育てる。
○　学校では、特別活動、道徳などを通して奉仕の意識を高め、また実践の場を設ける。
○　地域では、子どもクラブや地域ぐるみのクリーン運動やフラワータウン運動などの実践を通して奉仕の意義を高める。

◎　家庭、学校を中核として、地域との連携を図りながら奉仕活動に積極的に参加する態度を育てる。

≪青年期≫

（1）達　成　目　標

1　人に迷惑をかけることなく、自分のことは自分でやり、他人に協力することができる。
2　報酬を期待することなく、自発的に人に力を貸すことができる。
3　各種の奉仕活動に参加して充実感を得ることができる。
4　家族のために働く喜びをもって生活することができる。
5　家庭での役割と立場を理解し、協力し合うことができる。
6　近所の人々と好ましい人間関係をつくることができる。
7　地域の人々のためになる仕事を見いだし、進んで実行することができる。

（2）具　体　策

○　生徒会活動を通しての奉仕活動の実践
○　ボランティア活動の紹介と積極的参加
○　社会連帯感を強める講座や研修会の開催と参加
○　地域クリーン運動やフラワータウン運動などへの積極的参加

（3）目標達成の場とそのかかわり（教育機能連関）

○　家庭では、日常生活を通して奉仕する態度を育てる。
○　学校では、各教科、道徳、特別活動などを通して、奉仕の意識を高めるとともに、実践の場を与える。
○　地域では、諸活動を通して奉仕の精神を養うとともに、実践の場を設ける。
○　地域では、高齢者が体験を生かして、若い人たちに指導・助言する場を設ける。
○　行政は、広報紙などを通して奉仕の意識を高めるとともに、町民が気軽に参加できるような奉仕活動を企画し、参加を呼びかける。

◎　学校、家庭を中核として、地域、行政との連携を図りながら、奉仕活動に積極的に参加するように努める。

◆ 教育目標番号　４３

奉仕を通して生きがいがもてる

≪壮年期・高齢期≫

（１）達　成　目　標

１　家庭での役割と立場を理解し、協力し合うことができる。
２　近所の人々と好ましい人間関係をつくり、奉仕活動に参加することができる。
３　地域の人々のためになる仕事を見いだし、進んで実行することができる。
４　自己の体験を生かし、若い人たちへ適切な指導・助言をするなど、生きがいのある生活をすることができる。

（２）具　体　策

○　奉仕に関する学べる講座、研修会の開催と参加
○　ボランティア活動の実施と参加
○　地域ぐるみの奉仕活動の実施と参加
○　奉仕活動を通しての若い人たちへの助言
○　地域クリーン運動やフラワータウン運動などの推進と参加
○　介護奉仕などの地域福祉活動の充実
○　高齢者人材活用事業の推進

（３）目標達成の場とそのかかわり（教育機能連関）

○　家庭では、高齢者が体験を生かして、家族に指導・助言する場を設ける。
○　家庭では、地域社会との交流を重視し、積極的に行事などに参加する。
○　地域では、各種団体などの社会奉仕活動に積極的に参加する。
○　地域では、高齢者が体験を生かして、若い人たちに指導・助言する。
○　行政は、各種ボランティアの養成講座の充実と参加を呼びかける。

◎　家庭、地域を中核として、行政との連携を図りながら、奉仕活動に積極的に参加するように努める。

教育目標
内容の柱
V

よき家庭人の育成

（ 重点教育目標 ）

乳幼児期	児童期	青年期		壮年期		高齢期
0～5･6 歳	6･7～12 歳	前期 13～18 歳	後期 19～35	前期 36～49 歳	後期 50～64 歳	65 歳以上

44. 家族が互いに尊重して対話し、役割を分かち合い、健康で安全な家庭生活を営むことができる。

45. 互いの人格と多様性を尊重し、思いやりのある良好な人間係を築く力を養う。

46. 性について正しい理解をもち、家庭において指導することができる。

47. 敬老の精神を身につけ実践する。

48. 家庭のよき伝統を受け継ぎ、さらに豊かな家庭文化をつくりあげていくことができる。

49. 人格の基本となる豊かな人間性を育む。

◆ 教育目標番号　４４

家族が互いに尊重して対話し、役割を分かち合い、健康で安全な家庭生活を営むことができる。

≪児童期≫

（１）達　成　目　標

1　家族の話し合いに参加することができる。
2　相手の立場に立って物事を考え、接することができる。
3　心の通い合う言葉づかいやあいさつをすることができる。
4　家族の一員として、自分の役割を果たそうとする生活態度を身につけることができる。

（２）具　体　策

○　家族による対話の場の設定と充実
○　家族ぐるみのレジャーなどの実施と参加
○　家族ぐるみで協力して働く場の設定と参加
○　長期休業中における青少年を育てる運動の充実、強化
○　「家庭の日」の有意義なすごし方の実践に関する啓発
○　家族と一緒に、食事、睡眠、インターネットなどの利用ルール及び災害時の行動について確認する。

（３）目標達成の場とそのかかわり（教育機能連関）

○　家庭では、家族そろっての話し合いや実践の場をつくるように努める。
○　学校では、道徳、生活科や家庭科の学習の中で計画的に進める。
○　地域や行政は、青少年健全育成事業の拡充を図るとともに、積極的参加を呼びかける。

◎　家庭を中核として、学校、地域、行政との連携を図りながら、豊かな人間関係が育つよう努める。

≪青年期≫

（1）達　成　目　標

1　家族の話し合いの機会を積極的に設けることができる。
2　自分の個性を知ることができる。
3　自分の行動を振り返り、常に自己成長させることができる。
4　相手の立場に立って物事を考え、接することができる。
5　心の通い合う言葉づかいやあいさつをすることができる。
6　相手の話を上手に聞きながら、話し合いを進めることができる。
7　相手の長所を認めることができる。
8　家族が各々の立場に立って、適切な行動をとることができる。

（2）具　体　策

○　家族による対話の場の設定と充実
○　家族ぐるみのレジャーなどのレクリエーション活動の実施と参加
○　家族ぐるみで協力して働く場の設定と参加
○　長期休暇中における青少年を育てる運動の充実、強化
○　「家庭の日」の有意義なすごし方の実践に関する啓発
○　家族と話し合い、食生活、睡眠、インターネットなどの適切な利用及び家庭防災について、自ら考えて実践する。

（3）目標達成の場とそのかかわり（教育機能連関）

○　家庭では、家族そろっての話し合いや実践の場をつくるように努める。
○　学校では、道徳や技術家庭科の学習の中で計画的に進める。
○　地域や行政は、青少年健全育成事業の拡充を図るとともに積極的参加を呼びかける。

◎　家庭を中核として、学校、地域、行政との連携を図りながら、豊かな人間関係が築けるような態度を育てる。

≪壮年期・高齢期≫

（1）達　成　目　標

1　家族の話し合いの機会を積極的に設けることができる。
2　子どもを家族の一員として大切に育てることができる。
3　心の通い合う言葉づかいや、あいさつをすることができる。
4　相手の気持ちを理解し、感謝の心をもつことができる。
5　家族が各々の立場にたって、適切な行動をとることができる。
6　子どもの心を共感的に理解することができる。
7　夫婦が互いに信頼し合い、円満な家庭生活を築くことができる。

（2）具　体　策

○　家族による対話の場の計画的設定と充実

○　家族ぐるみのレクリエーション活動や仕事の積極的実施
○　「家庭の日」の有意義なすごし方の実践
○　家族で、食生活、睡眠、デジタル機器の適切な利用及び家庭防災について話し合い、健康状態や生活状況に応じたルールや備えを整える。

（３）目標達成の場とそのかかわり（教育機能連関）
○　家庭では、家族団らんやみんなで仕事をする場をつくるように努める。
○　行政は、明るい家庭を築くための各種学級や講座などの拡充を図る。

◎　家庭を中核として、学校や行政との連携を図りながら、豊かな人間関係が築けるような態度を育てる。

◆ 教育目標番号　４５

互いの人格と多様性を尊重し、思いやりのある良好な人間関係を築く力を養う

≪青年期（前期）≫
（１）達　成　目　標

１　思春期における男女の精神的・身体的変化や、生理の違いを正しく知ることができる。
２　互いの理解を深め、多様な性の違いを理解し合うことができる。
３　相手の人格を尊重し、良好な人間関係を築くことができる。

（２）具　体　策
○　互いの平など、信頼と尊敬に基づく良好な交際などに関する道徳教育・特別活動の充実
○　互いの敬愛と友情に関する教育活動の充実
○　性教育の推進・充実

（３）目標達成の場とそのかかわり（教育機能連関）
○　家庭では、人との接し方やマナーを教える。
○　学校では、互いの敬愛や真の友情などの指導を計画的に実施する。
○　地域では、青少年の健全育成に努める。

◎　家庭、学校を中核として、地域との連携を図りながら、誠実で良好な人間関係の築き方を身につけさせる。

≪青年期（後期）≫
（１）達　成　目　標

１　多様な性の違いを理解し、互いに協力し合うことができる。
２　人生における家庭を築くことの意義について学ぶことができる。
３　子どもをもつことについての考え方や、態度を学ぶことができる。
４　家庭生活を営む方法を知ることができる。

（２）具　体　策
○　結婚やより良い家庭生活について学べる講座の開催と参加
○　子育てに関する講座の開設と参加

○　家庭のありかたについて、家族で話し合いの場の設定
○　母体の保護や健全な子育て環境など母子保健に関する教育の実施

（３）目標達成の場とそのかかわり（教育機能連関）

○　家庭では、話し合いの場を設け、家庭を築くことの意義についての理解を深め合う。
○　家庭では、社会教育関係の施設・事業などを活用し、パートナーと協力してより良い家庭づくりについて考える。
○　地域や行政は、住民に青少年健全育成事業の参加を促し、充実を図る。
○　行政は、男女共同参画社会の形成の意識づくりを行う。
○　地域・家庭や行政は、ジェンダーから生まれる、固定観念による差別をなくすように努める。

◎　家庭を中核として、地域、行政との連携を図りながら、良好な家庭の生活設計の推進に努める。

◆ 教育目標番号　４６

性について正しい理解をもち、家庭において指導することができる

≪壮年期≫

（１）達　成　目　標

１　互いの人格や価値観を尊重し、支え合いながら、良好な家庭生活を築くことができる。
２　わが子に対して、正しい性の指導を適切に行うことができる。

（２）具　体　策

○　子育てに関する講座の開催と参加
○　性に関する研修会、映画会などの実施と参加
○　家庭用の性教育情報の整備

（３）目標達成の場とそのかかわり（教育機能連関）

○　家庭では、互いの人格や価値観を尊重し、支え合う家庭生活を営む。
○　家庭では、家族の共通理解のもとに性教育を実践する。
○　家庭では、学校で行われている性教育についての理解を深める。
○　行政は、性教育について各種教育講座などの中で啓発する。

◎　家庭、学校を中核として、行政との連携を図りながら、性教育の実践に努める。

◆ 教育目標番号　４７

敬老の精神を身につけ実践する

≪児童期・青年期≫

（１）達　成　目　標

１　祖父母や高齢者を尊敬し、愛情をもって接することができる。
２　高齢者の豊かな体験に学び、これを生かすことができる。

（２）具　体　策

○　祖父母を中心にすえた「家庭の日」に関する各種行事の実施

○　高齢者と児童・生徒との交流事業の推進
○　高齢者を大切にする指導の充実
○　高齢者を招いての学校行事の実施
○　敬老意識の啓発に関する広報紙の刊行

（３）目標達成の場とそのかかわり（教育機能連関）

○　家庭では、祖父母の体験談に耳を傾け、その体験を有効に生かす。
○　学校では、高齢者を指導者として、地域の伝統と高齢者の豊かな体験に学ぶ場を設ける。
○　学校では、敬老意識を育てる教育活動を計画的に行う。
○　地域では、高齢者との交流を図り、豊かな体験や知恵を学ぶ場を積極的に設ける。

◎　家庭を中核として、学校や地域との連携を図りながら、敬老精神のかん養と実践に努める。

≪壮年期≫

（１）達　成　目　標

1　高齢者の生きがいを理解し、援助することができる。
2　高齢者の豊かな体験に学び、これを生かすことができる。
3　高齢者を大切にすることを、身をもって子どもに示すことができる。

（２）具　体　策

○　高齢者と児童・生徒との交流事業の推進
○　敬老に関する各種行事の促進
○　高齢者との交流の場の設定
○　高齢者福祉事業の充実
○　高齢者のための施設の整備
○　高齢化社会についての認識と啓発

（３）目標達成の場とそのかかわり（教育機能連関）

○　家庭では、家族ぐるみで和やかな話し合いの場を積極的に設ける。
○　地域では、敬老に関する行事を行う。
○　行政は、高齢者のための施設の整備と高齢者学級などの充実を図る。

◎　家庭を中核として、学校、地域、行政との連携を図りながら、子どもに敬老の精神を育てる。

◆ 教育目標番号　４８

家庭のよき伝統を受け継ぎ、さらに豊かな家庭文化をつくりあげていくことができる

≪児童期・青年期≫

（１）達　成　目　標

1　家庭や地域で行う伝統的行事の意義を理解することができる。
2　家庭や地域の年中行事に進んで参加することができる。
3　祖先の努力に感謝し、祖先を敬う行事に参加することができる。

（2）具　体　策

○　地域の文化財などを取り入れた指導の推進
○　祖先を敬う行事への参加
○　家庭における年中行事の実施と参加
○　地域の伝統的行事への積極的参加

（3）目標達成の場とそのかかわり（教育機能連関）

○　家庭では、家族ぐるみで楽しめる行事を実施する。
○　家庭では、伝統のある文化的行事を行う。
○　学校では、地域の文化財を教材化し、文化についての理解を深める。
○　地域では、伝統的行事を実施し、積極的参加を呼びかける。
○　地域では、地域の文化、芸能の理解と伝承に努める。

◎　家庭、地域を中核として、学校との連携を図りながら、伝統的行事の振興に努める

≪壮年期≫

（1）達　成　目　標

1　家庭や地域の伝統的行事を大切にすることができる。
2　家庭のあり方を考え、その家庭ならではのよさをつくりあげていくことができる。
3　祖先の努力に感謝し、尊敬の念をもつことができる。
4　子どもに、家庭や地域の伝統的な文化を理解させることができる。

（2）具　体　策

○　家族で楽しめる行事の実施
○　地域における伝統的行事の開催と参加
○　愛の場、いこいの場、学習の場、人間関係を育てる場としての家庭のあるべき姿についての啓発と実践
○　祖先を敬う行事の実施

（3）目標達成の場とそのかかわり（教育機能連関）

○　家庭では、家族ぐるみで楽しめる伝統的行事を実施する。
○　地域では、伝統的行事を実施し、積極的参加を呼びかける。
○　地域では、地域の文化や芸能の理解と伝承に努める。
○　行政は、家庭生活を向上させるための講座などを開設し参加を呼びかける。

◎　家庭、地域を中核として、行政との連携を図りながら、豊かな家庭文化の継承と創造に努める

◆ 教育目標番号　４９

人格の基本となる豊かな人間性を育む

≪乳幼児期≫

（1）達　成　目　標

1　興味あるものごとを、一生懸命やることができる。
2　うそをついたり、ごまかしたりしないようにすることができる。

3　だれとでも仲良くすることができる。 4　善悪の区別をすることができる。 5　祖父母や身近な人を大切にすることができる。 6　家事の手伝いをすることができる。

（2）具　体　策

○　適切な養育に関する保護者学級の開設と参加
○　遊び場の整備、拡充
○　望ましい性格を育てる指導の充実
○　情緒を育てる環境の充実
○　広報紙などでの適切な養育に関する啓発

（3）目標達成の場とそのかかわり（教育機能連関）

○　家庭では、乳幼児の行動を見守り、基本的生活態度を身につけさせる。
○　家庭では、望ましい情緒を育てるための環境を整える。
○　保育所・認定こども園、幼稚園では、集団生活の中で基本的生活態度の育成に努める。
○　地域では、乳幼児を地域ぐるみで育てる意識を高める。
○　行政は、相談事業などを通して子育てのアドバイスをする。

◎　家庭を中核として、地域、保育所・認定こども園、幼稚園、行政との連携を図りながら、望ましい性格を育てる。

≪児童期・青年期（前期）≫

（1）達　成　目　標

1　ものごとを最後までやりぬくことができる。 2　約束を守ることができる。 3　きまりを守ることができる。 4　だれとでも仲良くすることができる。 5　祖父母や身近な人を大切にすることができる。 6　進んで家事の手伝いをすることができる。 7　人のために尽くすことができる。

（2）具　体　策

○　望ましい性格を育てる特別活動、道徳教育の充実、強化
○　望ましい性格を育てる家庭教育の充実
○　スポーツ教室、サークル活動などの開設と参加
○　望ましい性格を育てる青少年育成町民会議などの活動の充実
○　情緒を育てる環境の充実
○　広報紙などでの適切な養育に関する啓発

（3）目標達成の場とそのかかわり（教育機能連関）

○　家庭では、家族の一員としての立場を認め、役割分担などを通して実践態度を育てる。
○　家庭では、社会教育機関の行事への参加を奨励する。
○　学校では、集団生活の中での基本的生活態度の育成に努める。

○　地域では、青少年健全育成の意識を高める。
○　行政は、青少年健全育成事業の充実を図るとともに、積極的参加を呼びかける。

◎　家庭、学校、地域、行政が一体となって、人格の基本となる望ましい性格を育てる。

≪青年期（後期）・壮年期≫

（1）達　成　目　標

1　子どもの手本となるような生活をすることができる。
2　家族は子どもの教育について話し合い、方針や方法について共通理解をもつことができる。
3　一家団らんの機会や、話し合う場を計画的に設けることができる。
4　子どもに、家族の一員としての役割分担を与えることができる。
5　子どもの行動を通して主体性を認めてやることができる。
6　子どもの困難に対し、助言するとともに、時には厳しい態度でのぞむことができる。
7　ものごとを最後までやった結果を見とどけてやり、共に喜んでやることができる。
8　人を分けへだてしない態度を育てることができる。
9　人のために働く喜びを味わわせることができる。
10　約束を守り、行動に責任をもたせることができる。
11　地域ぐるみで協力して子どもを育てる意義を認識し、実践することができる。

（2）具　体　策

○　子育てに関する各種学級などの開設と参加
○　家庭教育相談事業の開設と利用
○　あいさつ運動、小さな親切運動などの推進
○　家庭教育について広報紙などによる啓発

（3）目標達成の場とそのかかわり（教育機能連関）

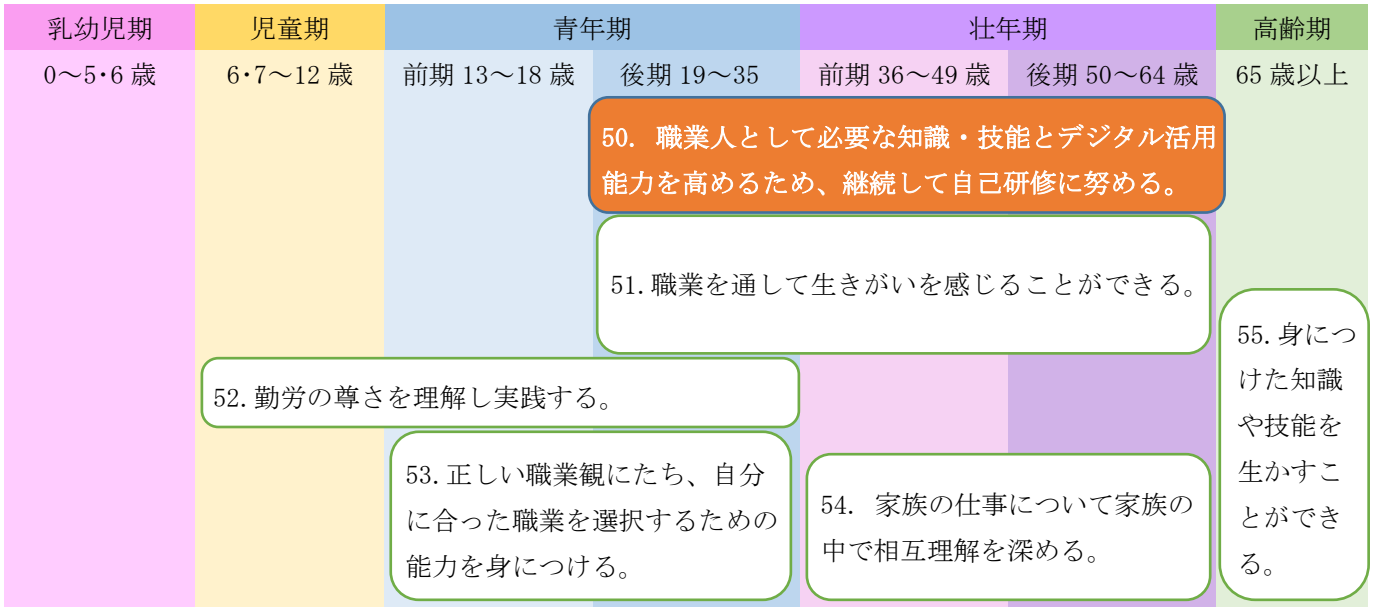
○　家庭では、保育所・認定こども園や幼稚園へ喜んで通うように援助する。
○　家庭では、保護者自身が子どもの手本になるような生活をし、基本的な生活態度を育てる。
○　地域では、地域ぐるみで幼児や児童を育てる意識を高める。
○　行政は、広報紙などを通して子育てに関する啓発を行う。

◎　家庭を中核として、地域、学校、保育所・認定こども園、幼稚園、行政との連携を図りながら、望ましい性格を育てる。

教育目標
内容の柱
Ⅵ

よき職業人の育成

（ 重点教育目標 ）



◆ 教育目標番号　５０

職業人として必要な知識･技能とデジタル活用能力を高めるため、継続して自己研修に努める

≪青年期（後期）≫

（１）達　成　目　標

1	研修会や講習会などに、積極的に参加することができる。
2	自己の能力を発見し、それを十分に発揮することができる。
3	仕事に対する適性を知ることができる。
4	職場内の職種について、理解を深め、円滑な業務連携を図ることができる。
5	自由時間などを利用して、自己研修に取り組むことができる。
6	専門知識のみにとらわれず、幅広い教養を身につけることができる。

（２）具　体　策

- ○ 職場内研修の充実
- ○ 勤労者や技能者の表彰制度の実施
- ○ 専門性を伸ばす研修活動の充実
- ○ 適性についての検査の実施と活用
- ○ 技能検定制度の普及と技能者の養成
- ○ 学習需要の増大に対応する学習機会の充実
- ○ 職場や社会教育の場における、職業に必要なデジタル活用の学習機会を充実

（３）目標達成の場とそのかかわり（教育機能連関）

- ○ 高校や各種学校では、学習を通して勤労観、職業観を育む。
- ○ 職場では、職場内研修の充実を図る。

○　事業所などでは、各種講習会を実施するなど知識や技能の習得支援に努める。
○　公共機関では、個々の適性検査の実施と活用を図る。
○　公共機関や職域団体などでは、勤労意欲の向上を図るため勤労者の表彰制度などを実施する。

◎　行政、公共機関、事業所が互いに連携を図り、職業人としての知識、技能の向上に努める。

≪壮年期≫

（1）達　成　目　標

1　職種に応じた専門的知識・技術を習得するとともに幅広い教養を身につけることができる。
2　研修会や講習会などに積極的に参加し、資質の向上を図ることができる。
3　自己の適性を見極め、それを十分に発揮することができる。
4　自己の能力を発揮し、生産性の向上に生かすことができる。
5　常に新しい知識や技術を習得し、後輩の指導に生かすことができる。

（2）具　体　策

○　職場内研修の充実
○　勤労者や技能者の表彰制度の実施
○　専門性を伸ばす研修活動の充実
○　学習需要の増大に対応する学習機会の充実
○　職場や社会教育の場における、職業に必要なデジタル活用の学習機会を充実

（3）目標達成の場とそのかかわり（教育機能連関）

○　職場では、職場内研修の充実を図る。
○　事業所などでは、各種講習会を実施するなど知識や技能の習得支援に努める。
○　公共機関や職域団体などでは、勤労意欲の向上を図るため勤労者の表彰制度などを実施する。

◎　職場を中核として、行政との連携を図りながら、職業人としての知識、技能を高めるための人材育成事業を推進する。

◆ 教育目標番号　５１

職業を通して生きがいを感じることができる

≪青年期（後期）≫

（1）達　成　目　標

1　自分の仕事への使命感をもつことができる。
2　社会の発展の原動力が、創造的な生産・勤労にあることを知ることができる。
3　労働の対価としての賃金・給与体系や福利厚生などの労働条件について、理解をすることができる。
4　職場の一員としての自覚をもつことができる。
5　職場の人たちと協力し、円滑に業務を遂行することができる。

（2）具　体　策

○　職場内研修の充実
○　人間関係づくり、職業観、使命感に関する講座の開設と参加

○　各種検定試験の実施と資格取得の促進
○　職種間の情報交換

（３）目標達成の場とそのかかわり（教育機能連関）

○　学校では、様々な職場を知り勤労に対する意識を高める指導を計画的に進める。
○　事業所・職場では、労働条件の改善や明るい職場づくりに努める。
○　公共機関では、勤労意欲を高める施策の推進を図る。
○　行政は、職業人のための教育の推進を図る。

◎　事業所・職場を中核として、公共機関や行政、学校との連携を図りながら、職業を通して生きがいを実感できる環境づくりに努める。

≪壮年期≫

（１）達　成　目　標

1　自分の仕事に使命感をもつことができる。 2　職業人の技術や熟練度を、適正に評価することができる。 3　労働の対価としての賃金・給与体系や福利厚生などの労働条件について、理解をすることができる。 4　従業員や部下に信頼され、仕事の上での指導助言をすることができる。 5　常に専門的知識や技術を習得し、後輩の指導に生かすができる。 6　職場の一員としての自覚をもつことができる。

（２）具　体　策

○　職場内研修の充実
○　専門的知識や技術を相互に学ぶ場の創出
○　管理職を対象とした研修講座の開設と受講促進
○　各種検定試験の実施と資格取得の促進
○　各種社会保障制度及び福利厚生制度の充実
○　ほう賞制度の実施

（３）目標達成の場とそのかかわり（教育機能連関）

○　事業所・職場では、明るい職場づくりと労働条件の改善に努める。
○　公共機関では、勤労意欲を高める施策の推進を図る。
○　行政は、職業人のための教育の推進を図る。

◎　事業所・職場を中核として、公共機関や行政との連携を図りながら、職業を通して生きがいを実感できるように努める。

◆ 教育目標番号　５２

勤労の尊さを理解し実践する

≪児童期≫

（１）達　成　目　標

1　家族やまわりの人の仕事内容を知ることによって、働くことの苦労や喜びを知り、その大切さに

気づくことができる。
2　家事の手伝いなどを通して、勤労の尊さを知ることができる。
3　進んで手伝いや当番活動に取り組むことができる。

（2）具　体　策

○　家族などの仕事についての話題作り
○　当番の割り当てや手伝いの機会を増やす
○　勤労体験学習の積極的な実施

（3）目標達成の場とそのかかわり（教育機能連関）

○　家庭では、家族の仕事について話す機会をもち、喜びや苦労などを伝える。
○　家庭では、当番の割り当てや手伝いを行う機会をつくる。
○　学校では、当番活動やかかり活動に責任をもって取り組むよう促すとともに、勤労体験学習を通して、勤労の尊さについて考える場を設ける。
○　地域では、地域の清掃活動や行事などに子どもも参加する呼びかけをするなど、勤労体験の場を設ける。

◎　家庭、学校、地域が一体となって、子どもが勤労の尊さに気づき、進んで働くように努める。

≪青年期≫

（1）達　成　目　標

1　家族の仕事や周囲の仕事内容を知ることによって、働くことの苦労や喜びを理解し、その大切さに気づくことができる。
2　学校の実習や作業などに、積極的に参加することができる。
3　奉仕活動を行うなど、いろいろな勤労体験をすることができる。

（2）具　体　策

○　勤労に関する学習講座の実施と参加促進
○　勤労体験学習の積極的実施
○　職場紹介などの広報活動の促進

（3）目標達成の場とそのかかわり（教育機能連関）

○　家庭では、家族の仕事を理解し、勤労の大切さについて話し合う。
○　家庭では、役割を計画的に設け、働く喜びを実感できるように努める。
○　学校では、勤労体験学習などを通して、勤労の尊さについて考える場を設ける。
○　地域では、クリーン運動への参加などを通して、勤労を体験する機会を設ける。
○　行政は、勤労に関する講座を開設し、参加を呼びかける。

◎　家庭、学校、地域、行政が一体となって、勤労への意識の高揚と実践に努める。

◆ 教育目標番号　５３

正しい職業観にたち、自分に合った職業を選択するための能力を身につける。

≪青年期≫

（１）達　成　目　標

1　職業に関する知識・技能・態度を十分身につけ、職業選択の方法を知ることができる。
2　自分の職業に関する興味・能力・適性について十分知ることができる。
3　職業の社会的・経済的な意味を十分理解し、自分の生き方と結びつけて考えることができる。
4　産業構造、職種について知ることができる。
5　職場の人たちの技能や熟練度を正当に評価し、尊重することができる。

（２）具　体　策

○　学校教育活動における『生き方』を基盤とした進路指導
○　勤労体験の機会の提供と参加促進
○　職業適性検査などの実施と指導
○　就職情報の活用
○　職場体験・見学の実施

（３）目標達成の場とそのかかわり（教育機能連関）

○　学校では、公共職業安定所などとの連携を図りながら、職業適性検査を実施し、就職の指導、助言を行う。
○　学校では、教育活動を通して、「生き方」について指導を行う。
○　学校では、生徒会活動や学校行事におけるいろいろな勤労体験の機会を通して、勤労観の育成を図る。
○　行政は、町、県、国の産業について情報を提供する。

◎　学校と公共機関を中核として、行政、事業所などとの連携を図りながら、職業に関する理解を深め、その選択能力を身につけさせるように努める。

◆ 教育目標番号　５４

家族の仕事について家族の中で相互理解を深める。

≪壮年期≫

（１）達　成　目　標

1　家族の仕事に対して、互いにねぎらいの言葉をかけ合える家庭をつくることができる。
2　家族全員が仕事について認識を深めるために、話し合いをすることができる。
3　家族の仕事によって、家庭生活が支えられていることを家族全員が理解しあうことができる。

（２）具　体　策

○　職場紹介のパンフレットの刊行と活用
○　職場の諸行事の理解と家族ぐるみの参加
○　家庭での職場について語り合う機会の創出

（３）目標達成の場とそのかかわり（教育機能連関）

○　家庭では、家族の仕事について話し合う場を設け、理解を深める。

○　家庭では、職場の諸行事に家族ぐるみで参加し、仕事に対する認識を高める。

○　職場・事業所などでは、職場紹介の資料や職場見学の実施を通して、仕事に対する家族の理解を深める。

◎　家庭と事業者・職場などが連携を図りながら、仕事について家族の中で理解しあうように努める。

◆ 教育目標番号　５５

身につけた知識や技能を生かすことができる

≪高齢期≫

（１）達　成　目　標

１　身につけた知識や技能を、若い世代に伝えたり指導したりすることができる。
２　再就職では、身につけた体験を生かすことができる。

（２）具　体　策

○　高齢者の技能を活かした講習会の実施と参加促進

○　シルバー人材センターへの加入促進

○　高齢者のための職業相談の充実

○　高齢者雇用環境の整備促進

（３）目標達成の場とそのかかわり（教育機能連関）

○　家庭では、高齢者がもっている技能や知識の生かし方について話し合い、再就職に対する理解を深める。

○　地域では、高齢者の技能や経験から学ぶ場を設ける。

○　職場では、高齢者の再就職に対する理解を深める。

○　公共機関では、職業訓練や職業相談を通して、高齢者の再就職や知識・技能を生かすことに努める。

◎　公共機関、地域、職場、家庭が一体となって、高齢者が身につけた知識・技能を生かす機会・方法を見つけ出すことに努める。

教育目標
内容の柱
Ⅶ

国際社会に生きる日本人としての自覚

（ 重点教育目標 ）

乳幼児期	児童期	青年期		壮年期		高齢期
0～5･6 歳	6･7～12 歳	前期 13～18 歳	後期 19～35	前期 36～49 歳	後期 50～64 歳	65 歳以上
	56. わが国及び世界の国々への関心と理解を深め、異なる文化的背景をもつ人と互いに理解し合い、共に生きる態度を養う。			57. わが国に対する愛情を深めるとともに、世界的視野に立って広く考えることができる。		

◆ 教育目標番号　５６

わが国及び世界の国々への関心と理解を深め、異なる文化的背景をもつ人と互いに理解し合い、共に生きる態度を養う。

≪児童期≫

（１）達　成　目　標

1　日本の人口、国土、産業、資源などについて学び、わが国の現状を理解することができる。
2　日本の歴史や文化を学び、わが国の歴史や伝統を大切にしようとする態度を身につけることができる。
3　日本と経済や文化などの面でつながりが深い国を知り、それらの国の人々の生活の様子などを知ることができる。
4　平和な国際社会の実現のために、わが国が果たしている役割について知ることができる。

（２）具　体　策

○　わが国の風土、歴史文化に関する学習指導の充実
○　わが国の産業と貿易に関する学習指導の充実
○　わが国と外国との交流に関する学習指導の充実
○　国際連合など国際的協力機関などについての学習指導の充実
○　外国の文化などに関する展示会への参加
○　やさしい日本語などを活用して、異なる文化的背景をもつ人とふれあう機会の充実
○　地域に暮らす外国人住民などの文化や生活について学び、交流する機会の充実

（３）目標達成の場とそのかかわり（教育機能連関）

○　家庭では、各種の情報を通して世界における日本の役割について話し合う。
○　学校では、国際社会に生きる日本人を育成するための国際理解教育を行う。
○　地域では、外国人とのふれあいを通して国際感覚を身につける。
○　行政は、外国語指導助手などの学校派遣により、国際理解教育を進める。

◎　家庭、学校を中核として、地域、行政との連携を図りながら、国際社会における日本人としての自覚を高めるように指導する。

≪青年期≫

（1）達　成　目　標

1　広い視野に立ってわが国の地理や歴史、文化などを学び、国民としての自覚を高めることができる。
2　世界各国の地理や歴史、文化などを学び、国際社会に生きる日本人としての自覚を高めることができる。
3　世界各国それぞれの文化を尊重する態度を身につけることができる。
4　諸外国の政治、経済、社会などの現状を知り、日常生活と身近な関係にあることを理解することができる。
5　異なる文化をもつ人々と積極的にコミュニケーションを図ろうとする意欲や、態度・能力を身につけることができる。
6　国際社会における日本人の果たすべき役割について理解することができる。

（2）具　体　策

○　わが国の国土と歴史に関する指導の充実
○　国際社会での日本の役割に関する指導の充実
○　世界の国々の文化や伝統を尊重する指導の充実
○　外国語の指導の充実と活用の場の提供
○　青年海外派遣事業への協力
○　青少年国際交流事業などの実施
○　国際理解のための情報提供
○　やさしい日本語などを活用した異文化コミュニケーションの機会の充実
○　地域に暮らす外国人住民などと対話し、相互理解を深める交流機会の充実

（3）目標達成の場とそのかかわり（教育機能連関）

○　学校では、わが国及び世界の国々への理解を深めるため、国際理解教育を行う。
○　家庭では、わが国や世界への関心と理解を深めるため、各種情報を収集したり、催しに参加したりする。
○　地域では、外国人とのふれあいを通して、国際感覚やコミュニケーション能力を育成する場を提供する。
○　地域では、図書館や公民館などの活動を通して、日本や世界の国々の資料の収集・整備・保存に努める。
○　行政は、国際社会に生きる日本人としての自覚を高めるための情報提供や交流事業を実施する。

◎　学校を中核として、家庭、地域、行政との連携を図りながら、国際社会に生きる日本人としての自覚を高めるように努める。

◆ 教育目標番号　５７

わが国に対する愛情を深めるとともに、世界的視野に立って広く考えることができる

≪壮年期≫

（1）達　成　目　標

1　わが国の文化、伝統、歴史、地理などを理解し、国を愛する心を養うことができる。

2　広く世界の人々との交流親善を図り、それぞれの国の文化や伝統を理解することができる。
3　すべての国の人々に対して偏見や差別をもたず、基本的人権を尊重する精神と態度を身につけることができる。
4　身近な諸問題を平和的に解決し、さらに進んで世界平和の実現に貢献する態度を身につけることができる。
5　国際連合など国際協力機関の活動について理解し、その活動に協力することができる。
6　わが国と諸外国の生活及び文化の違いを理解し、国際社会の発展に協力する態度を身につけることができる。
7　世界経済に関心をもち、特に産業の役割を国際的視野に立って理解することができる。
8　国際社会における日本人の果たすべき役割について理解することができる。

（2）具　体　策

○　国際理解、国際協力に関する講演会などの実施と参加促進
○　世界の国々の文化や伝統に関する情報提供と理解の促進
○　外国語を学ぶ機会の提供と参加促進
○　海外交流事業への協力
○　国際理解のための情報提供

（3）目標達成の場とそのかかわり（教育機能連関）

○　家庭では、国際理解に関する情報を通して話し合う場を設ける。
○　地域では、諸外国の生活や文化についての理解を深めるため交流の場を設ける。
○　職場や事業所内研修では、職場や事業所と国際社会とのかかわりについて、啓発活動を進める。
○　行政は、講演会や広報紙などにより国際理解を深める場を設ける。

◎　家庭、行政を中核として、地域や職場、事業所との連携を図りながら、世界的視野に立って広く考えるように努める。

≪高齢期≫

（1）達　成　目　標

1　各国における高齢者の生活様式や習慣を知り、自分の生き方を考えることができる。
2　日本のことだけにとらわれず、広く知識を世界に求めることができる。

（2）具　体　策

○　世界の高齢者の生き方に関する高齢者学級の開設による国際的な知見を活かした生き方支援
○　国際理解のための情報提供

（3）目標達成の場とそのかかわり（教育機能連関）

○　家庭では、広く知識を世界に求め、自分の生き方を考えるような環境をつくるようにする。
○　行政は、高齢者学級の開設を通じ、世界の高齢者の生き方に関する学習機会の提供に努める。

◎　行政と家庭が一体となって、世界の高齢者の生き方を学ぶように努める。